

| 第13回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会 | |
|----------------------------|--|
| 開催日時 | 令和7年8月22日(金) 午前10時00分 |
| 出席議員 | 委員長：武道修司 副委員長：宗裕 委員：工藤久司 委員：田原宗憲 委員：池亀豊 委員：吉元健人 |
| 事務局職員 | 局長：桑野智 |
| 証人 | 住民生活課課長補佐：内山政幸 上下水道課係長：山下秀一 |

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第13回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

本日の予定は、証人喚問です。午前中に住民生活課の内山課長補佐に出席をしていただくようになっております。午後からは上下水道課の山下係長に出席をしていただくようになっておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、早速証人喚問に入りたいと思いますが、皆さんのはうから証人喚問に入る前に何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） ないですね。

本日からは、町執行部からの申出もありますんで、証人喚問も職員においては公開ということをさせていただきますので、まず報告をしておきたいと思います。

本日の証人喚問が終わってから、また事務打合わせをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、ただいまから証人喚問を行います。

皆さん、すいません、ちょっと書類がそろってない分があったんで、ちょっとしばらくお待ちください。

すいません、大変長らくお待たせをしました。それでは、ただいまから証人喚問を行いたいと思います。

本日は、先ほど説明しましたように、住民生活課の内山課長補佐に出席をしていただいております。

内山課長補佐におかれましては、大変お忙しい中、当調査特別委員会に出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。

私のほうから、証人の方に御確認をいたします。

宣誓した証人が虚偽の供述をした場合、虚偽の証言は偽証罪の対象となり、3か月以上5年以下の拘禁刑となります。宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外で証言拒否をした場合は、虚偽の証言を行った場合と同じように罰則がありますので、御注意をお願いをいたします。

それでは、宣誓をお願いいたします。

委員の皆さんと証人の方は御起立をお願いいたします。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月22日、内山政幸。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。皆様、御着席ください。

それでは、証人の方は署名捺印をお願いをいたします。

[署名捺印]

○委員長（武道 修司君） 署名捺印のほうをいただきました。ありがとうございました。

証人の方に人定確認ということで確認をさせていただきます。

住所と現在の職業をお願いをいたします。証人。座ったままで結構です。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） [証人、住所を述べる] 職業は、清掃センターに勤務しております。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

現在の職業というか、今、清掃センターに勤務されているということですが、大体で構いません、今までの経歴が分かる範囲で、簡単にお願いをいたします。証人、お願いいいたします。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 平成16年に旧椎田町・築城町町立衛生施設組合に入りました。それからずっとそこにいましたが、平成18年の合併で組合が解散となり、築上町の職員となりました。平成27年から30年の間、ごみ処理場から離れ、液肥施設の建設に携わり、別部署にいました。それから、平成30年からごみ処理場に戻って現在まで至ります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それでは、まず私のほうから共通事項の質問ということで、皆さん代表として質問させてもらいますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず最初に、管理委託業務と施設修繕業務、施設修繕費との関係についてお聞きしたいと思います。

先日、説明員で来ていただいたときに、管理委託業務をしているエス・ティ・産業の社員が施設修繕の同じ業務を行っているという質問で、内山課長補佐は、その分に関しては時間外と休日出勤で調整をしているんで問題がありませんというふうに答えられたのですが、その証言に間違はないですか。証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 間違ないです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

時間外と休日出勤の書類はありますか。証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 前回も説明しましたけど、ある程度ものはあります。厳密に時間を記録していないというのは申し上げたところなんんですけども、ある程度の集計ができる書類はあります。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。我々が現在調査をしたところによると、R D

F施設の日報というのがあります。RDF施設が、どこまでのものが稼働して、時間外があったのかないのかというものを、令和4年、5年、6年の分でそろえているわけなんですが、その中には、施設修繕をしたときに1日RDF施設が稼働していなかったとか、そういう日にちはあるのは確認ができました。

ただ、時間外が、日報の中では時間外があったという記録が一切ないんです。日報というのが、基本的にその業務を証明するものだろうと思うんですけど、その日報に時間外が一切ないんですが、本当に時間外があるんであれば、どのような書類で、どのような形で証明ができるのかを教えてください。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） RDFの日報に関してですけども、一番下の欄に休日出勤とか、残業何時間というのが記載されています。

○委員長（武道 修司君） 何か所かですよね。それが全てですか。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） そうです。確認できるところは全てです。

○委員長（武道 修司君） それ以外はないということでおろしいですか。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） それ以外のところの詳細はありません。

○委員長（武道 修司君） それでいくと、時間外の時間と修理時間の時間が合わないと思うんです。結果的に時間外と修理時間の時間が合わない部分に関しては、二重に人件費を払っているということになると思うんですが、その点について御回答をお願いいたします。証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 令和4年から6年に関して、平日に修理をすると、休日出勤、残業した分の比較をすると、令和5年度は休日出勤のほうが多いんですけども、令和4年と6年は若干少ない、記録上残っているのは少ないというふうに確認しています。

二重ですけども、業務委託の契約書の約款に、修理したときこうするどうするとは詳細は記載していないもんですから、その辺に関しては、二重なのかどうかはちょっと定かではないというところです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

まず基本的に、業務委託をする場合に、業務委託契約書を交わされると思うんです。業務委託契約書の中身を見ると、時間外が発生した場合は時間外を払うというふうになっているんです。時間外の請求をするというふうに会社からも来ているんです。それは、あくまでも契約書にそういうふうにうたっているにもかかわらず、契約書にのっとっていない処理をされているということはどのようなことですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） すいません、契約書にそこの請求をするというふうに記載があるのは、今分かったので、すいません、今お答えは。

○委員長（武道 修司君） 業務委託をやっているんですよね。業務委託で、どのような形で業務

委託をする、どのような形でお金の支払いをするという契約なんです。今言われてはじめて気づいたということでの業務をされるというのは、ちょっと不思議なんんですけど、これは先日エス・ティ・産業の繁永さんもそのように言われたんですけど、契約書、契約にのっとってやるということだろうと。

見積書にもエス・ティ・産業から別途、これ平成28年の話ですけど、今、全ての契約書は私たちも確認していないんですけど、そのように時間外の時間も全て書いているんです。それにのっとって支払いをするというふうになっていると思うんですけど、そのようなことはないですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 28年の契約書は、私はいなかつたので分からんんですけど、今の契約書では残業代という記載はないと思います。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。そしたら、後日また確認をさせていただきたいと思います。

次に、株式会社エス・ティ・産業と太新工業株式会社の関係性についてお聞きします。

先日、エス・ティ・産業の繁永さんから、太新工業とは協力会社であるというふうに証言をしていただきました。これは内山課長補佐も知っていることだというふうに言われましたが、エス・ティ・産業と太新工業株式会社の関係については協力関係にある協力会社ということでおろしいですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 手伝っているのは確認していますけども、会社同士でどういう話をしているのかまでは分かりません。

○委員長（武道 修司君） 先日、説明員で来られたときに、基本的に太新工業が工事を取っても、中身についてはエス・ティ・産業がしているということは理解というか、そういうふうに認識を持たれていたと思うんですけど、それに間違いはないですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 間違いないです。

○委員長（武道 修司君） ということは、協力関係にある会社というふうになるんだろうと思うんです。

官製談合防止法という法律があって、その中にはそのような疑われる契約を基本的にはしてはいけないというふうに私たち解釈をしているんです。協力関係にある業者、これが例えば5者、10者あればまだしも、その協力関係にある業者2者で見積入札をする。先日、内山証人が、その2者の見積書を1者の方が持ってこられたこともあるというふうに言っていたと思うんです。ということは、その2者の協力関係にある会社の2者での見積りというのは、基本的に問題があるのではないかというのが我々の見方なんですが、内山証人はその点についてどのような見解を持たれていますか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 私が見積書を2者持ってきたという証言をしたことはないです。

○委員長（武道 修司君） 先日の説明員のときに、2者の見積書を1つの会社の方が2通持つてこられたことはありますかという質問で、何度かありますということを言われたと思うんですけど、記憶になければ構いません。言った記憶はないですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 記憶はないと思います。分かりません。

○委員長（武道 修司君） そのようなことはなかったですか。1者の会社の方が2者の見積書と一緒に持ってくるということはなかったですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） ないと思います。

○委員長（武道 修司君） あつたかないか、思うんじやなくて、ないということですね。その現場を、見られたという方もおられるんですが、その点については間違いなくそういうことはなかったということで断言できるということでよろしいですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） はい。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

それでは、先ほどの質問の続きです。2者の協力関係にある会社の2者での見積りに対して、証人はどのように感じますか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） ごみ処理場ですので、もうごみを止められないという基本のところ、基本的な考えがあります。緊急対応できる業者さんは、近郊では2者しかないと私は思っていますんで、そこから見積りを取って修繕の対応をしてきました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 協力関係にある業者2者での見積りをしてきたということでよろしいですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 対応できる業者さんにお願いしてきました。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次に、先日、同じように説明員で来られたときにお聞きした話です。業者の方と職員の交流等で食事会、飲食で行かれたことがある、数回行かれたことがあるというふうに発言をされていますが、その点については間違いないですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 先日、吉元委員のほうから、豊前のお店で行ったときの写真があるということで言われていましたけど、それは恐らく前の環境課だったかちょっと定かでないですが、5年ぐらい前に課の忘年会で行ったときのことだろうと思っています。それは15名ぐらいいたと思うんですけども、それは忘年会ですので、それぞれ会費を出して、みんなで集まって会をしたというふうに認識しています。

2人で会ったとかそういうものではなくて、課としてごみ処理をしていく上で、みんな頑張ろうという的なところで忘年会をしたという認識です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。前回は1回だけですかってことでお聞きしたら、数回ありますってことでしたが、数回で、その後、今その豊前のほうの飲食店に行った以外に、例えば毎年忘年会をやっているとか、毎年そういうような決起大会的なものをやっているとか、そういうことはありますか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 詳細はちょっと思い出せないんですけども、その後はコロナとかあって飲み会とかはもう全くなくなっているので、最近はしてないと思います。

○委員長（武道 修司君） その前はあったということで、年に1回ぐらい、忘年会やないけど、そんな感じで交流とか決起大会的なことがあったということでおろしいですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） あったと思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次に、修理の完了の規案についてです。緊急性をもって修理をするというのはあるというか、我々も認識をしています。例えば、ごみの搬入があって、ごみ処理をすぐにしないといけない、受入れをすぐにしないといけないが、底のコンベアが崩れる、スクリューが崩れる、いろんなリフトが崩れる等のいろんな問題があるかと思います。

そのときに緊急に対応しないといけないということで、その対応をするために緊急な修理を行うというふうになっているんですけど、ただ、先日、その緊急の修理を行った形跡がない、全てが修理完了後に、全ての日付になっている。実際はその1週間、10日前に修理が行われていたという書類で、その後に書類を作つて出しているということがあって、先日、内山証人もそういうものがありますということで、資料を提出していただきました。

まあまあの件数が事後、終わった後でしているんですけど、それは我々も分かるんです。緊急性なんで、書類が間に合わない。なぜ、それをその日にちの記載をしないのか。なぜ、壊れた日にちじゃない、処理をした日にち以降に、いかにも壊れてそこで修理をしたような書類を作られているのかというのが、我々も不思議でちょっと分からないです。正直に、例えば2週間前、10日前に壊れて、そこで修理をして緊急性があったと。当然、緊急性があって修理をする場合は、課長にも報告をしてされると思うんですけど、その書類が後からなっているってなると、これは課長も含めて日にちの改ざんをしているというふうになってしまふと思うんです。なぜ、それがその前ではなくて後でその処理をされているのかというのが、我々もちょっと理解できないんで、その点の説明をお願いをしたいというふうに思います。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） ちょっと確認ですけど、緊急で工事した前の日、前に日をしたほうがいいという。

○委員長（武道 修司君） いや、だから、いいとかじやなくて、実際工事をした日、壊れた日の記載がないんですよ。いかにもその日じやなくて、記載をした日、起案をした日に壊れたみたいな感じで、起案の前の日とか、そんな感じで壊れたような感じで書類が全てあるんです。

当然、我々が先日お聞きしたときも、分からぬんですってことであれば、それは私のほうで分かりますんでということで書類を出していただいたわけですよ。出してきた書類も見ても、それが分からぬんです。それを作業日報と突き合せをすると、何となくこの修理はこの日にちで壊れて、この日にR D F施設が動かなかつたんだなということが分かって、突き合せをすると分かるんですけど、なぜそういうふうな書類を作っているのかがちょっと理解できないんです。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 緊急工事、スクリューが折れたりとか、ごみクレーンのバケットの線がちぎれたとか、ごみ処理が全くできなくなるような状況の場合は、取りあえずそれを復旧させるのが第一番になりますんで、業者に連絡してまず復旧をさせること、その当日はもうそういう対応があつて、私たちもこうしてくださいとか、そういうふうな指示を、現場に入りますんで、そのときは書類まで作る余裕がないんですけど、修理が終わつた後に作り始めるというのが現実なんです。だから、日にちが、起案日が事後になつてしまつというのが実情です。

○委員長（武道 修司君） そうなんですよ。いや、だからそれはいいんですよ。ただ、いかにもその書類が、何月何日に壊れて緊急性があつて、緊急だからこの日にちにもう先にやりましたと、ですよね、実際。

でも、何か今から修理をしますよっていうふうな感じの見積書というか、起案書なんです。だから、それが我々ちょっと理解できないというか、もう終わつてゐるわけでしょう。終わつてゐるもの、今からやりますよという規案書をなぜ作るのかが理解できないんです。今から修理をするんぢやなくて、もう終わつてゐるんで、修理をもうしましたと、緊急性があつたんで修理をしました。このような処理をしていますから、よろしいですか、しましたという報告で上げるようにしないといけないと思うんですけど、これ、そういうふうな指示があつて、こういうふうに書きなさい、こういうふうな書類の作り方をしなさいということでされているということですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 緊急の書き方っていうのは、まちまちだと思うんです。私としては、そうやって何日に壊れたんで緊急って、そういうふうに事務的に、こういうふうに書きなさいというふうに指示があればそのほうに書いていたと思うんですけども、そういうものの統一がないから、私が事後でしたみたいに書いていると思うんですけども、その辺がちょっと統一されれば私もなると思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） ちょっとそれが我々もすごく分からぬんです。なぜそういうふうな

ことをするのか。極端な言い方をすれば、修理終わっているわけでしょう。修理終わっていますよね。見積書を取りますよね。見積書を取ってこの金額で、適正であればそれで支払いをしていきますということで決裁を回して、課長とか副町長とかに決裁、町長まで行くっちゅうのはあまりないんでしょうねけど、そこで決裁をもらって支払いをする、ですよね。

なら、副町長とか課長に壊れた日にちじやなくて、決裁をした日に、まだ修理をしてないけど、今から修理をするような報告をする、そういうふうに決裁を取っているというふうになるんではないかというふうに私は思っているんです。その書類を見るとですね。

なおかつ、そこで2者の見積書を取っているんです。修理終わっていますよね。修理が終わっているにもかかわらず、今説明したように緊急でやらないといけないから先にやりましたと、修理後から作りました。書類、後から作ったらいけないと我々言っているんじゃないんです。後から作るしかないんです。

でも、そこで修理終わっているのに、2者の見積りがあるということはどういうことなのかなと。それも理解できないんです。何ちゅうかな、その書類を見よって、我々は今理解ができないところをちょっと質問しているんで、正直に答えていただければなというふうに思います。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 見積りを2つ取っているのが確かにあります。資料をお示ししていますけど、その中で起案して見積り依頼を取る間に壊れたというのもあるんです、実際。その中には確かにあります。あとは修理して、見積り取っているんですけど、全く今までしたことないような工事が発生した場合、大体どのくらいかかるのかっていうのが分からぬんで、一応取ったというのもあるんです。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 今の件。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 分からない相みつを取るのに、ほとんどが太新工業と、全部僕 日報で調べて、前の日にちも全部拾い落としたんですけど、ほとんどが太新工業とエス・ティ・産業の相みつなんです。先ほど委員長が聞かれていましたけれども、協力会社の2者見積りは必要ですか、今の答弁に対して。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 破袋機の歯替えとかいうのはエス・ティさん、太新さんになっていると思います。それは破袋機の歯替えに、起案した後にベアリングが壊れて、緊急で対応してもらったときは見積りを取っていると思います。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ちょっと今、かみ合ってないと。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 内山さんはどうやら契約関係の事務の手続を全く理解されていなくて、形式だけ整えようと書類を整えているような気がするんです。今まで経験がなくて金額が分からないんであれば、それ見積入札で取るんではなくて、設計価格の参考見積りを取るべきでし

よう。それを見積り依頼で入札の見積り合わせで取っちゃったら、これ談合じゃないですか。

それで、ちょっと長くなるかもしれませんけど、申し上げます。我々が今質問で問題にしているのは、何の書類もなく現場で先に業者に指示をして、作業だけは先に完了している。それはもう緊急でやむを得なかつたという説明ですけど、その後から全ての書類を作り始めている。だから順序が逆だと言っているんです。

しかも緊急だからとおっしゃいましたけど、前回、先に工事が完了したものとの書類を全て提出してくださいということで14件ほど頂きましたけど、その中の1件のクレーンのジョイステイックのレバーの操作は、年次点検でそろそろ交換が必要だよというふうに指摘を受けていて、それで交換してとなっていて、緊急じゃないんですよね。あらかじめ対応できることが分かっていて、それを、指摘を受けていたのに放置していて、いよいよ動かなくなつたのかもしれませんけど、これ緊急じゃないでしょう。

それ、しかも記録を見ると、年度末の3月25日に信栄ソリューションさんというクレーンの専門業者が来て修理している。書類は年度明けの4月から起案書を作つて、しかも不思議なのは、作業日報には信栄ソリューションさんが来て作業を完了したと書いてあるのに、起案書には改めて、たしか太新工業かな、太新工業と信栄ソリューションさんに2通の見積書を依頼して、作業をしていない太新工業さんが受注しているんですよ。もうこれ、わけが分からないじゃないですか。もう信栄ソリューションさんが先に作業をやつているんだから、書類が後になつたとしても信栄ソリューションさんに請求をもらって支払いするしかないと思うんですけど、これは。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ジョイステイックの交換で、ダイトウさんだったか、そのメーカーがあるんですけども、見積りに載つっていた金額が結構すごい高い金額だったので、メーカーも直接電話して金額を聞いてびっくりしたんですけど、見積りは37万円ぐらいで上がつているんですけども、どんなに高い仕様にしても20万円を超えないと言われていたんで、何かおかしいなと思う補足をします。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 内山証人、今の宗委員と吉元委員の質問にお答えできますか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） スティックの、確かに交換ですけども、年次点検で不具合があつて、まだ使えていたんでそのままちょっと様子を見ていたんですけど、年度末に動かなくなつて緊急で工事したというのが事実なんですけども、見積り取つた太新さんが取られたと思うんですけども、ジョイステイックの確保だけはしていただいたんじゃないかなと思っています。工事に関しては、太新さんが手が足りなくて、信栄さんにお願いしたんじゃないかなというふ

うには思っています。

○委員長（武道 修司君） 見積りを取る前って、先に、事務処理をする前に修理もう終わっているんですよね。（発言する者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 部品を確保してもらっていたっていうのは、いつの時点で部品を確保してもらったんですか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 部品確保は工事まででお願いするべきものなんだと思うんですけど、契約はですね。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） いや、ちょっと、回答はいい、今まで。

○副委員長（宗 裕君） 聞きましょう、回答。部品確保はいつの時点でですか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） いつちゅう日にちは分からないんですけど、確保していくたいて、それを取り付けるのに太新さんの手が足らなくて、信栄さんが来られたんじゃないかなと思っています。

○委員長（武道 修司君） それは誰に確保していただいとったんですか。確保していただいとったのは、誰に確保していただいとったんですか。（発言する者あり）太新さんに確保していただいとった。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 契約前に部品確保とかできないでしょう。契約が終わって受注したから、それから部品を手配するんじゃないですか。つまり今の説明だと、契約前に作業が終わっている。作業前に部品確保をしているという話になりますから、全てが契約とか作業の前にこの業者にお願いするというのが、内山さんから指示して決まっていたっていう証言に私には聞こえるんですが、違いますか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 緊急工事の書類を出していますけど、同じように緊急で先にお願いして修理を終わらせるっていうふうな考えでしておりました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） だから、一般的な緊急工事を聞いているんじゃないんです。このジョイティック交換工事について聞いているんです。だって、年次点検でそろそろ壊れるぞということで、年次点検報告書には早急な対応が必要ってもう報告を受けているのを放置していて、年度末に壊れたとおっしゃっているけど、壊れてもすぐ修理できるようにあらかじめ部品は確保されていたということでしょう。今の説明だと3月のたしか25日だったと思いますけど、交換しているからその日に壊れたんでしょう。その日1日で修理ができるということは、3月

25日以前には部品の確保ができていたということじゃないですか。つまり壊れる前から内山さんが指示をして、太新工業に部品を確保させていたということになるじゃないですか、あなたの証言をつなぎ合わせると。

ですから、契約する前、2者見積りを取る前から受注業者が決まっている、あなたが指示していたという、そういう証言になってしまいますよ。これは官製談合じゃないですか、あなたの証言どおりならば。ですから、あなたの証言は間違いないんですね。あなたの証言からは、私、客観的事実の時系列からそのように判断させていただきますが。

○委員長（武道 修司君） 内山証人、答えられますか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） そうですね、もう事前にお願いしていたというような、宗委員の言うようなことになると思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） だから、内山さんは悪いというよりも、何も御存じなくて重大なことをやってしまっていると思うんです。

今、正直に答えていただいたので聞きます。緊急で先に業者を呼んで直すときには、その業者を当然連絡して来てもらわなきゃいけないと思いますけど、その業者選定は誰がしているんですか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 基本的には私がしています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ということは、先に工事をやって後から作っている書類っていうのは、1者見積りならまだ分かるんです。内山さんが声をかけた業者に先に来てもらって、書類だけは後からということになりますけど、2者見積りでやっている分は、先に既に内山さんがある業者に声をかけて、工事を完了してもらっているのに、後から書類だけは、ものによっては随意契約等で副町長決裁になるんですけど、形だけ2者見積りをやっている。既に内山さんが工事をやってくれって依頼しているし、工事が完了しているんですから、これ見積入札が成り立っていないじゃないですか。これはもう官製談合防止法の官製談合に、入札の公正性を阻害するだけで、賄賂とかもらってなくともこれ成立する犯罪ですから、もう既に犯罪が成立している可能性は極めて強いと思うんですけど、そういう法律に引っかかるることは御存じでしたか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） すいません、緊急を重んじて詳しく考えていなかったところもあります。

○委員長（武道 修司君） 修理をすることじゃなくて、書類を作っていることをお聞きしている

んですけど、書類を作るときに、というか早ければ最初からもう業者を決めて、その業者に依頼をする。壊れる前からもうその段取りをしていて、壊れたから緊急にという理由で処理をしていく。ただそれが、もしかしたら問題になるかもしれないということで、2者見積りをしているというふうに聞こえるんですけど、今の説明でいくと。そういうことでいいんですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 書類、起案するときに、1者ではなくて2者見積りを取れないのかというふうな管財係からの指摘があるときもあるんで、2者取るような形で取っています。（「委員長、今のことちょっと聞きたい」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） この間、管財担当の、3月まで担当課長だった元島さんを証人だつたかな。

○委員長（武道 修司君） いや、説明員。

○副委員長（宗 裕君） 説明員か、いろいろ聞いたんですが、これは管財係には先に工事が終わったことは知らせてないんですよね。だから当然、こういう工事は2者見積りにしてくださいって指示が来るわけですね。ようやく分かりました。それを知らせてないから、管財はこれから工事をするんだと思い込んでいるから、だったらこういう金額のこういう工事は2者見積りですよねっていう指示が来るから、それで管財に通るような書類を出すために2者見積りを偽装していたということですね。

それで、さらに重要なのは、その2者見積りのうち、一番多いのは、ここに提出してもらった書類があるんですけど、3つのケースがあるんですけど、太新工業とエス・ティ・産業なんです。つまり、これはもうあらかじめ工事が完了していますから、太新工業さんもエス・ティ・産業さんも出来レース、断合であるということは分かっていて見積依頼を受けているじゃないですか。終わっている工事の見積依頼を受けるんですから、これは不正な契約であるっていうことを太新工業さんもエス・ティ・産業さんも知らないと、見積書の提出なんかできませんもん。

ですから、エス・ティ・産業さんと太新工業さんは協力会社にあるっていうことを、常に現場では一緒に作業しているって証言があって、密接な関係があると、この2者を指定して見積りをいっぱい出しているんですよ。これだけではないです。液肥センターとか含めて、ほかの担当課の入札案件でもこの2者が指名を受けて入札することがあるんです。ということは、もうこの2者の見積りはほぼ全て不正が強く疑われるということになっちゃうんですが、今の件が私の理解不足の反論があるようでしたら、私はこんなことはないほうがいいと思っているので、御指摘いただきたいんですが。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 疑われても仕方ないのかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 疑われても仕方がないのかなということは、そういうつもりでやっていないというふうにも取れないことはないので、そこははっきりしてほしいんですけど、それを分かつてしていたのか、疑われても仕方がないようになっていきますっていうのは述べていただきたいです。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 工事ができる2者から見積もりを取るというのは間違いないです。そこで見積り比較したいという意思はそこにはあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 比較っていうのが分からないんですよ。先に工事が終わっているのに何を比較するんですか。

続けて質問します。先ほど吉元委員がおっしゃりかけたことは、業者選定が公正ではないという問題も大きいんですが、そもそも設計価格、概算の見積り金額が全く適正金額ではないという疑惑も出てきたんですよ。先ほど申し上げたクレーンのジョイスティックの交換というのは、先に部品確保を太新工業に内山さんがお願いしてて、いよいよ壊れたらすぐに一日で修理してもらって、年度明けに偽装2者見積りで契約だけはして支払ったというもんで、その2者見積りが部品代がジョイスティックが2つです。どちらも30万円以上の金額。それに作業費とかがついて総額で約、たしか100万円ですよね。100万円の金額になっているんですよ。あまりにも部品代が高いんで、吉元委員がその部品の製造元に今朝電話をして、この部品というのはそもそもどれくらいの価格のものなのかという電話でヒアリングしたら、どんなに特殊な仕様とかオプションをつけて高くしても20万円だと。それが30万円という見積りが信栄ソリューションさんと太新工業から上がってきてるんですよね。だから、見積り自体が水増し価格である可能性が極めて強いと思っているんですが、その見積りを見たかったという金額が適正かというのは、内山さんはどのように判断しているんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 適正かどうかも、すみません。その見積りを見たそれで判断するしかないんです。改めてメーカーに確認まではしてないです。

○委員長（武道 修司君） 価格の確認をするために2者見積りをするんですよね。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） はい。

○委員長（武道 修司君） 修理が終わったにもかかわらず。1者で見積りを取ったら、それが適正かどうか分からなければ取るわけですよね。それがまた分からなければ取る必要もないし、そこに2者見積りをする必要性がないと思うんですけど、ちょっと今言われている

ことを確認しているんですけどね。

○委員（13番 吉元 健人君） 補足に、僕、今日思い立って、今日言って、今日出ました。正式な書類がいるなら送りましょうかというとここまで言ってくれました。メーカー側はですね。そんな2者は要らないと思います。

○委員長（武道 修司君） ということなんで、今言われている書類の作り方が、どうも理解できないんですよ。はっきり言うて、例えば今日は8月末としましょう。8月の例えば15日ぐらいに機械が壊れたと。8月15日に壊れたから緊急に修理をしました。例えば9月に入って起案書を作っても、8月の15日に壊れて修理まで終わりましたというんで、1者の見積りでいいんじゃないですか。

それを、あえて何で2者の見積りを取るのか。いかにもそれが8月の15日じゃなくて、9月に入ったり、8月の終わりにいかにも壊れて、今から修理するような書類にしているのかが我々は分からんんですよ。なぜそういうことをする必要性があるのかが分からんんで、お聞きしてるんですけどね。

今の説明をずっと聞くと、自ら書類の不備を作つて、自ら法律違反をやっているような感じに感じるような書類の作り方をしてるんで、なぜそういうことをされるのかということが分からんいで教えていただきたいということなんですけど。言ってる意味分かりますか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） これ、そういう内容書いてないで回しているので、工程表とかも全部つけてるじゃないですか。全部うそですよね。うそになっちゃいますよね。一言、何日に壊れたので緊急で修理してもらいました。で、1者見積りだったら多分工程表もその日なんですよ。だけ、全ての書類がこれうそになっちゃうんですけど、それを緊急、要は現場主義でそういう書類になりました。そういう契約になりましたっていうのは、僕は通らないと思いますけど。

○委員長（武道 修司君） ちょっと今、吉元委員も言われたんですけど、怖いのが内山証人だけじゃないんですよ。これ業者もそういうふうな書類を上げてきてるんですよね。ということは、業者と証人がぐるになって一緒にこの書類を作ったということになるんではないかということなんですよ。だけ、なぜそれをそこまでしないといけなかったのか。そんなことをする必要性のないことをなぜする必要、しないといけなかったのか。それが我々も分からんいで教えていただきたいということなんです。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、証人の発言がないんなら、私の発言させてください。

○委員長（武道 修司君） 内山証人、答えられん。分からん。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） ちょっと1回整理させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、官製談合防止法違反、不正な入札手続であるって指摘もさせて

もらいましたけど、これ書類、今吉元さんが書類を言ったんで、書類の面からいうと虚偽公文書作成に明らかに当たりますし、また今業者が提出した工程表だとか、主任技術者の専任届出書とかというのは、全く実態がないですから、これが有印私文書偽造に当たる可能性は極めて高いと私は思いますから、後付けで形だけ整えようとして罪に罪を重ねて、いろんな人に迷惑をかけていくようにしか思えないんですけど、そういう法律違反になるということは一度でも考えたことはありますか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 宗さんが言われるように体裁を整えようとしてこういう書類を作ったと思います。こういういろんな法律違反に抵触するところまでは考えていなかったです。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ちょっと代表質問最後までいきますんで、後でまとめてまたお願ひをいたします。管理業務委託で、エス・ティ・産業さんにRDF施設リサイクルセンターの管理をしていただいております。その金額が、数年前ですかね、増額になっているんですが、増額になった理由とかいうものが分かれば教えていただきたいというふうに思います。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 数年前、職員が退職等々ありまして、増員で大幅に上がっている年もあります。その後は、諸経費の増額要望とかありますて、毎年毎年上げるわけではないんですけども、数年に一度諸経費の増額要望があって、それを当初予算に上げる必要がありまして、当初予算の査定のときに副町長と財政部局に相談して認可が下りた後に、当初予算に計上しています。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。取りあえず、代表質問はこれで終わります。皆さんのほうから、詳細についての質問があればお願ひをいたします。池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 一つだけ。先ほどの（聴取不能）等完了後の起案についてですが、内山さんが今の職に就く前、職というか今の課長補佐に就く前の方のときにも、そういう仕様で行われていたんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 私以外のところは想像でしかないんで、ちょっと分かりません。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 先ほど内山さんはそう思われても仕方がないみたいなことをおっしゃったんで、そういう考えでいけば、内山さん、以前からもこういう起案のやり方が行われていたんじゃないかと考えられると思うんですが、想像で答えていただけませんか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） すみません。想像ではちょっとお答えできません。

○委員長（武道 修司君） それは答えなくて構いません。池亀委員、いいですか。

○委員（14番 池亀 豊君） はい。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の質問に関連してですが、内山さんは今センター長ですが、センター長になる前に契約に起案書等に起案者とかして、決裁権者じゃないでしょうけど、責任者じゃないでしょうけど、判をついたことは一切ないんですか。センター長になる前に。つまり、センター長になる前に契約の書類に関わったことはないかということです。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） センター長になる前から私は事務をしていたんで。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ということは、センター長になる前から契約の事務を行っていて、センターの現場にいたんですから、先に工事が終わっているのに後から契約したとか、あるいは先ほども内山さん御自身が言っていましたけど、起案はできているけど見積りを取っている間に壊れちゃったから早めに修理して、契約前に早めに修理してもらったとかいうことがあるっておっしゃっていたんで、そういう事例は内山さんがセンター長になる前に、現場や契約に関わっていたときは一切ないと。記憶の限りでは一切ないと断言できるわけですか。

○委員長（武道 修司君） 答えられますか。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） ちょっと分かりません。

○副委員長（宗 裕君） もう一度、今の確認させて。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ということは、可能性を否定するほどの記憶もないってことですね。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） いいですか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ということは、内山センター長になってから、これ内山モデルで作ったっていうことでいいんですよね。内山さんが考えられたやり方ってことですよね。（「そうなるね」と呼ぶ者あり）そこを確認です。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 私のやり方だと思います。

○委員長（武道 修司君） 内山証人、もう一度お答えください。内山証人、もう一回、今の回答をもう一度。

- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 事務処理のやり方は私のやり方です。
- 委員長（武道 修司君） ありがとうございます。ほかに。いいですか。
- 副委員長（宗 裕君） 委員長、もうほかの方の質問が終われば、関連して事実確認したいことがあるんですけど。
- 委員長（武道 修司君） 宗委員。
- 副委員長（宗 裕君） お名前出して大変恐縮なんですが、今回問題になっている特定業者はエス・ティ・産業さん、それとエス・ティ・産業の実質的経営者である繁永さんを前回証人で呼んだときに、社長だけは奥様だけれども、エス・ティ・産業さんは株は全部繁永さんがお持ちになってて、実質的経営は自分で、妻は何も分からぬから今後は全て自分に聞いてくれっていう証言があったんです。
- ですから、エス・ティ・産業は社長だけは奥様だけど、実質的に繁永さんがオーナーで経営者って自らおっしゃってたんで、それで聞くんですが、清掃センターには運転管理業務委託で作業員が派遣されて、毎日リサイクル施設とRDF施設で働いていると思うんですが、その中に繁永さん御自身も含まれているんですか。
- 委員長（武道 修司君） 内山証人。
- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） ある程度そのリサイクル割り振りされていますけど、そこの人間、頭数には入っていないです。オブザーバー的に一人いらっしゃって、病気とか何かあれば対応していただくような形になっています。
- 委員長（武道 修司君） 宗委員。
- 副委員長（宗 裕君） つまり、繁永さんは日頃日常業務に対応している作業員ではなくて、今不思議な話があったんですけどオブザーバー的、欠員ができたときの応援で来るのは理解できるんですけど、オブザーバー的って発言があったのが、結局、繁永さんは元センター長で御自分でもRDF施設を熟知しているっておっしゃっていたんで、つまり相談を持ちかけるみたいな感じで、内山さんが来てもらって相談していることがあるということですね。
- 委員長（武道 修司君） 内山証人。
- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） オブザーバーという正確な意味は分からぬんですけど、人員がかけたときに対応してくれる予備の人という認識でいます。
- 委員長（武道 修司君） 運営とかに、相談とかそういう形で元センター長という形で、その施設 자체を熟知しているという方なんで、いろんな運営とか内容的なところ、修理のこととかそういうことで相談とかそういうようなアドバイスとかいただいたことがありますかという。
- 副委員長（宗 裕君） もつというと、緊急のときに駆けつけてもらって、対応方法とかを相談協議してるんじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 緊急工事のときは基本的に私とか現場でどうしようかといふうに決めてます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今に関連するかもしれないんですけど、僕は3年間の日報をまた取っちゃいました。出勤者名簿のところに、多分今の関連になるとは思うんですけど、個人情報に基づいて多分名前消されてるんですけども、多分僕の憶測で、すみません。ここは憶測で言つたらいけないと思うんですけど、左上が多分繁永って書いてると僕は思ってます。

要は、印がずっと入ってないで名前だけ入っている。これまずくないかなって僕は思ったのは、要は年間の業務委託の人間の確保で正規で入れてるところの名簿の中に、その名前が入っているので、多分今さっき言ってたオブザーバーの扱いじゃ多分ないんじゃないかなと思ったのを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） そこは常駐じゃなくても来られたときは確認してピンが入っていると思いますんで。（「入っていない」と呼ぶ者あり） 入っていない。

○委員（13番 吉元 健人君） だけ、オブザーバー的な。確認しますか。うそはつかないので、全部入っていないです。名前は一番先なので。

○委員長（武道 修司君） 局長、持ってきて。

○委員（13番 吉元 健人君） 何年も入っていません。名前は一番に入っています。ただ、消されているので憶測ですからしゃべれないんです。ここに資料があつても。出勤者は一番下の黒塗りになっているエス・ティ・産業の左、右から2番目の人です。上にある。シルバー人材側のレ点が1回もないです。でも、そこが多分固定の名前が入っていると、憶測するしかないんで、資料、こういう資料なんで。3年間、頭に入っているんですけど1回も出てないです。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） ちょっと分かりません。

○委員（13番 吉元 健人君） 本日確認だけでも。

○委員長（武道 修司君） ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 管理委託費の増額の件なんですが、エス・ティ・産業さんが当初平成29年に人員が多分、今よりは多分少ない人数だったと思うんですが、増員に今、先ほど内山課長補佐がおっしゃられた職員が辞めたとかの増額というふうに説明したんですが、平成29年度から今の令和7年度、令和6年度にしましょうか。6年度の人員はどれくらい増えたんですか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 基本的には7人で積算されてますけど、29年ちょっと
多いなかつたもんで詳細がちょっと分かりません。

○委員（4番 田原 宗憲君） 大体5名くらい。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 想像ではちょっとあれですんで。

○委員長（武道 修司君） 今現時点は7名ということね。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 7名で。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 内山課長補佐が来てからでいいよ。そのときの人数がどれくらい
増えたか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 今ちょっと口頭で思い出さないんで確認させてください。
後で。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 確認というか人員の、エス・ティさんが契約の人数、当初29年
は26万円の金額の計算で、28年度はフィールド企画さんが1,284万円かな。エス・ティ
さんが1,584万円で契約したんですね。そのときに、繁永さんが28年の3月31日に退職
されて、その退職された職員が当初10人体制というのに聞いておったんですが、職員が5人の
エス・ティさんが1人増えたというか、6、4だったと思います。フィールド企画さんはね、
4人で。

それで、今10年くらいの間に金額が3,200万円くらいになっているんですが、7年度の
金額は据え置きなのかよく分かりませんがね。もしかしたら金額が上がっている可能性もあると
思うんですが、その倍に上がった金額が高いとは思わなかったんですね。いろいろな質問の中で、
業者が2名しかいないとか、このRDF施設に関しては近辺、例えば苅田町とかほかの施設も多
分あると思うんですよね。ありますよね。

だから、そこの業者を修理する方が2者しかいないというふうに、先ほどさっと流して言った
んですが、修理する方は多分いると思うんですよ。ただ、この清掃センターに関しては、ほかの
業者が手を出せないような仕組みがあるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は内山課長補
佐はそういうの思ったことありませんか。それとその金額が倍になった理由。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 金額が倍になったのは人員が増えたというのが一番の原
因なんですけども、参考でメーカーとか見積もりをとってみると、一人頭の人員は2倍から3倍
するというのが事実なんで、高いか安いかというのは考えれば安いというふうに考えてました。

あとは手を出せない理由ですけど、今まで新しい業者さんを修繕とかに入れてきてたこともあるんですけども、溶接するのに養生しないとか、点検したけど不具合があつていうと、もううちはそこはここまでしかしてないんで、それ以上できませんということでお断りされる業者さんもいらっしゃいましたんで、そこはある程度もう確実に修理を終わらせるためには、厳選してきたというところはあります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） では逆に言うと、エス・ティ・産業さんと太新工業さんはそういうところにはしっかり気を使って、長けた仕事をしてくれているという認識でいいんですか。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 私はそう思っています。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 今日の証人喚問で、非常に残念な内山証人からの書類に関するというのが出てきて、本当に大変だなという感想です。そこで、内山さんがセンター長になる前までいろんな方がセンター長と職をついた中に、今いるエス・ティ・産業さんの繁永さんがセンター長をしようとした時代もあるわけですよね。

今度、逆に業務をする側に回って、内山さんが今度センター長という立場になれば、そこはきっとした職員と業者との線引きというのは必ず肝に銘じなければいけないところだったと思うんですね。その認識というのはどの程度、内山さんにありましたか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） センター長になった時点で、その辺の線引きをすべきというのは認識ありました。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 認識はあっても、今までの我々がいろいろ書類を調査をしたりとかする結果からいくと、そうではなかったんではないかというような、私は個人的にはそういうように思わざるを得ないというものが出てきているということを付け加えさせていただきます。

まだ今後も、ごみ処理に関してもしなければいけない業務なので、そこはきっとやっていたかないと、こういう疑惑の温床になつてしまつというの是非常に残念な感じですので、その辺も肝に銘じてやっていただきたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） もう一点だけお伺いしますね。起案書の中に見積もりの開封時間とかいろいろ載っていると思うんですが、その開封は内山課長補佐一人で行ったんですか、それともほかの職員の方が一緒に立会で行ったのか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 事務所に私と柴田がいますので、2人で行いました。
- 委員長（武道 修司君） 田原委員。
- 委員（4番 田原 宗憲君） そうすれば、柴田さんもこの起案書は全部把握しているということになるんですが、それはそれでよろしいんですかね。
- 委員長（武道 修司君） 内山証人。
- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） それは聞いてみないと分かりません。私では分かりません。
- 委員長（武道 修司君） 起案者が柴田さんなんですよ。起案者は分からぬことがある。
- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） いやいやいやいや。
- 委員長（武道 修司君） 起案者は柴田さんは当然分かり、本人は分かりますよね。
- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） それは分かります。
- 委員長（武道 修司君） 柴田さんは分からぬ書類とかいうことはないということですね。田原委員。
- 委員（4番 田原 宗憲君） そうですね、あまりあれなんですが、この書類は、ほんなら全部書類的なものは内山課長補佐じゃなくて柴田さんが全部作ったということでよろしいですかね。
- 委員長（武道 修司君） 内山証人。
- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 私が起案するものもあれば柴田さんが起案するものもあります。
- 委員長（武道 修司君） 田原委員。
- 委員（4番 田原 宗憲君） ちょっと柴田さんは、現場じゃないと思うんですよね。書類に関しては柴田さんが担当で、起案者のところに柴田さんが印鑑を押していると思います。その分に関して内山さんが補佐の立場で多分印鑑を押していると思うんですが、基本、柴田さんが作ったのか、内山さんが作ったのかをお答えしてもらってよろしいですか。
- 委員長（武道 修司君） 内山証人。
- 住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 起案者が起案すべきものなんでそれぞれ、私が起案の名前にあれば私が作ってます。
- 委員長（武道 修司君） いいですか。
- 副委員長（宗 裕君） 委員長、今の関連して、すみません。
- 委員長（武道 修司君） 宗委員。
- 副委員長（宗 裕君） 今の田原委員の質問で重大なことに気がついたんですが、先ほど私が指摘した既に先に工事が終わっている。後から起案して書類作って、しかも2者の偽装見積りをしている件。これ、今手元にあるのをパッと見てみたんですけど、これ全て柴田さんが起案者

なんですよ。今の内山証人の説明からすると、柴田さんもこれは後から作ったインチキ書類、虚偽公文書であるということを認識して文書を作つて、なおかつ、もう既に工事が終わっているのに見積書の開封に立ち会つたということで、これが偽装の見積りを認識してやつていたということになるんで、柴田さんも内山さんと同罪ということになつてしまふので、つまりセンターぐるみでこういう不正を行つていたということでよろしいんですね。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 事後の書類は（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 今の発言からいくと、柴田さんも重大な問題に関わっているという証言がありましたので、次回は柴田さんも証人喚問で来ていただいて、いろいろな事情をお聞きしたいというふうに思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 柴田さんを呼ぶことになれば、そのときに聞けばいいんでしょうけど、今の件の内山さんの答えが曖昧だったので、柴田さんはつまりそういう、先に工事が終わっている、この2者見積りは偽装であるということをはつきり認識していたのかどうかというのをイエスかノーかの明確なお答えを聞きたかったんですけど、内山さんはそういうことになりますねみたいな答えなんで、明確にお願いします。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 私がそう事務しているのを見ているので、私の同じような事務をしていたと思います。

○副委員長（宗 裕君） 明確じゃないんだけど。柴田さんは知っていたか、認識していたか、イエスかノーでしょう、これ。

○委員長（武道 修司君） これ起案者が、この前出してもらった書類の一部なんですけど、この一部のこの書類の起案者が全て柴田さんになっているんですよ。起案をしているのが。今言われたのが、いろんな問題があるという指摘の中で柴田さんが起案しているということは、これ柴田さんが作ったという書類ということはそういうふうなことを柴田さんは認識してやつているんですよねという。

先ほど聞いたように、書類は全て起案どおりで書類を作つていったということを言つてもらつたので、柴田さんもその内容が理解しているということでいいんですかということを答えてくださいということです。（発言する者あり）ちょっと待つてください。（発言する者あり）池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 先ほどから聞いてると、柴田さんが認識しているかどうか以前に、証人の内山さんも認識していなかつたんじゃないかというふうに感じるんですが、柴田さんが認識していたかどうかを証人が答えるのは、私はおかしいと思います。これ意見です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） すばり聞きますね。起案者のところが柴田さんというのがあるんやけど、それを内山さんが作ったんじゃないですかということを聞きたいんですよ。それならいいですか。

○副委員長（宗 裕君） つまり、判だけ柴田さんに押してもらったということなんですよ。

○委員（4番 田原 宗憲君） 答えてください。

○委員長（武道 修司君） 内山証人、答えられますか。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） それは私が作ってはないです。

○委員長（武道 修司君） ということで、次回はそのような形で最終確認というか、内容の確認をしていきたいので、そのようにしていきたいと思います。

もう一回、証人、一つだけ確認します。こういうふうな書類を作ったのは、柴田さんが独断で作られたのか、内山証人と柴田さんと相談をして一緒に作られたのか、どちらですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 相談して作っています。

○委員長（武道 修司君） なら、内容については柴田さんも理解をしているということでよろしいですかね。分かりました。皆さん、よろしいですか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ごめんなさい。くどいんですけど、立ち会いはもちろん2人でしたかもしれないんですけど、この日にちとかはあってるけど、結局もう工事が終わってて、もう出来レースですよね、要は。1者、2者に関わらず。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 出来レースか、見積り金額に関しては私が指示したわけではないんで分かりませんけど、それぞれの業者さんが金額を出してきたというところです。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、今の質問でやっぱり聞きたい。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 既に終わっている工事の業者選定とかできないでしょう。だから、これがまず業者選定の問題点。次に、価格が適正かという問題点も先ほどから指摘しているんですよ。今の内山さんの証言は、価格に関しては自分は分からぬ。上がってきた見積書って言っているから。これ既に終わった工事を、内山さんは判断できないから上がってきた見積書で払っているということは、先に工事をお願いして業者の言い値で払っている。価格の適正性も競争性もないということを証言されているんですけど、それに反論はありますか。つまり、私の指摘はお認めになるということでよろしいんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 事後で見積りを取ればそういうふうに。

○副委員長（宗 裕君） くどいですけど言わせてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 財務規則上は発注前、業者選定前に予定価格、設計価格ということ
で、役場が独自に適正な価格を算定するのがルールなんです。その算定された適正な価格に基づ
いて業者選定や発注業務を行うべきなんんですけど、そういう過程がルールを無視してすっ飛ばさ
れているようなんんですけど、内山さんはそういう財務規則とか契約の手続とかで、そもそも研修
を受けたり教えてもらったことはあるんですか。全く何も御存じないんで、現場の勘と前例だけ
でやっているように見えるんですけど。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 財務規則に関しては手元に事務必携というのは手元に置
いて、それを読みながらやっています。研修を受けたかどうかはちょっと今分かりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 事務必携は私も情報開示請求で手元に入手して持っているんですが、
予定価格の定め方についてはほとんど書いていません。こういう書類が必要だという流れが書い
てあるだけなので、事務必携しか御存じないとすれば、その辺の仕組みやなぜ必要かというのは
ほとんど何も御存じないということだと思います。

委員長、ちょっと時間が長くなって恐縮なんですが、証人で来ていただいているんで、前回の
説明員のときの証言を私確認したいと思うんですよ。なぜこだわるかというと、前回の正式な議
事録ではないですが、説明員で来たときの議事録を見ると、一つの会社がほかの会社の見積書も
含めて、2つの見積書を持ってきたことに関しては内山さん、あるって明確に証言した記録が残
っているんです。

ですから、これは私の想像ですけど、その場で追い詰められて本当のことを言ってしまったん
だろうと思っているんですけど、今日はその証言を覆しているんで、ですから前回の説明のとき
にいろいろ証言されたことを確認させてください。

まず1点目は、太新工業とエス・ティ・産業さんがよく2者見積もりで受注しているんです。
どちらかの会社が契約するんです。ただ、現場の作業の実態は電気工事のような専門業種を除く
と、機械関係の作業員は太新が受注してもエス・ティが受注しても、エス・ティ・産業の業務委
託で日頃現場にいる運転員の方がほとんど作業しているのが実態です。太新工業からはたしかア
キヤマさんかな……。

○委員長（武道 修司君） 秋吉さん。

○副委員長（宗 裕君） 秋吉さんという1名の方が来るだけですということはお認めになつ
ているんですが、これは証人としてもそういうことですということでよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君）　はい。

○副委員長（宗 裕君）　ありがとうございます。こういう実態があるんで、太新工業とエス・ティ・産業は事実上一体的なものじゃないかと我々は見てるんで、その一体的な2者に見積りを出すのがどこが公正なんだと思っているわけです。

ちょっと別の話をします。そういう実態があるから、これは人件費の二重取りではないかという最初のほうの委員長の質問です。つまり、実際に機械修理の作業に当たっている作業員の方は、役場から業務委託費が払われて、日々運転員として給料をもらっている方々がその場で作業しているから、ですからその方はそういう緊急対応の修理作業がなくても、日々役場が直接払っているわけじゃないけど、給料をもらっているわけですよ。

そういう人たちが作業している分に関して、役場が工事発注して、部品交換ですから大半は人件費です。人件費を払っているから、これは二重に役場がお金を払っているんではないかというのを我々はずっと問題にしているので、それに関して内山さんの説明は二重にならないように、運転員は運転していない分は休日出勤や残業でつじつまを合わせているっていう説明をずっとなさっているんだけど、それに対する記録はあるかと言われると、詳細の記録はないというお答えになっているので、詳細の記録がなければそもそも精算のしようがないだろうというのが我々の認識なんですが、先ほどの説明だと詳細じゃないかもしれないけど、ある程度の集計のその辺の記録はあるって証言なさったんですよ。書類があると。その書類は、後日提出してもらうことは可能ですか。

○委員長（武道 修司君）　内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君）　可能です。

○副委員長（宗 裕君）　ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君）　いいですか。

○副委員長（宗 裕君）　本日私から確認するのは以上です。

○委員長（武道 修司君）　皆さん、よろしいですかね。時間もそろそろ。私のほうから最後に一つ。先日、8月8日の日に5名の方の証人喚問を行いました。基本的に我々が証人喚問で呼ぶ場合は、外部の方に漏れないように、ましてや前回までは秘密会というやり方を取っていましたんで、外部の人たちに情報が漏れないようにということをしていました。

ところが、内山証人からその証人喚問の一人の人に、証人喚問に呼ばれるんやろということで声をかけられたということで、その方は不審に思いこの場でなぜそういうふうな情報が漏れたのかということを聞かれて、我々も愕然としたような状況です。これははっきり言うて守秘義務違反、行政としてやっちゃいけないことだろうと思うんです。その内部の中で、そういうふうな情報が蔓延しているということ自体は、これは町長、副町長にも申し入れをしないといけないと思

いますが、あり得ない状況が発生したというふうに私たちは認識をしているところです。

なぜ、内山証人はその来られる人に、証人喚問に呼ばれとうやろうというふうな声かけをされたんですか。声をかける必要性はないと思うんですけど、お答えください。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） ある方とは子どもが同級生で、クラスも隣ということで親しくさせてもらっているというのは日頃から聞いていました。呼ばれるということを中で聞き及んで、こういうかなり精神的にもつらいところなんで、大丈夫かっていうふうな気持ちで声をかけたのが事実です。

○委員長（武道 修司君） それが守秘義務違反になるというか、そういうふうな重大な問題というふうには認識はしなかったですか。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） すみません。そのときは認識不足でした。すみません。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、今のに関連して重要なことがあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 内山さんが証人に声をかける行為も問題ですけど、そもそもこの件は内山さんと業務と全く関係ないんです。だって、別の施設に勤めてる方が証人で呼ばれるんですから。だから、内山さんがその方が証人で呼ばれるということを知り得ること自体が、役場の組織内で情報がきちんと管理されてなくて、秘密が守られてないということだと私は思っているんですけど、その証人の方が証人で呼ばれるっていうのは、内山さん自身は誰から聞いたんですか。情報源はどこですか。その方が、内山さんに私は情報を漏らしたほうが重大だと思っているんです。

○委員長（武道 修司君） 内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） 経緯をもうお示ししてって聞いてたんですけど。

○副委員長（宗 裕君） 内山さんに誰が漏らしたかは出てなかったよね、あれ。

○委員長（武道 修司君） ではないだろうかという、それも憶測の話はありましたけどね。内山証人。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） そこでその人のお名前が出たんだと思います。恐らくそういうじゃないかなというふうな。

○委員長（武道 修司君） そこというるのはどこですか。

○住民生活課課長補佐（内山 政幸君） そこは、私がこの前の証人じゃない、その前の説明員で来たときの相談に行ったときの町長室だと思います。

○委員長（武道 修司君） 町長室で、そのような情報が、守秘義務にあたるような情報が、町長室で漏れていたということでよろしいですね。あとはもう、これ以上は町長、副町長のほうに、今日副町長も傍聴に来られていますんで、しっかりととした対応をしていただきたいというふうに

思っています。

それでは、皆さんよろしいですか。ちょっともう時間もかなり過ぎましたんで、以上をもちまして証人喚問のほうを終わりたいと思いますが、内山課長補佐につきましては、業務多忙中の中、当調査特別委員会に出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

我々の目的は、あくまでも適正な行政である、町民に信頼をされる町でなければいけない、町民に信頼される職員でなければいけない、議会も同じです。そういう点で、しっかりとした調査の中で今後、しっかりとして住民の人たちに安心安全、またはその信頼をされる町をつくりたいという観点から、この調査を行っているということで御理解をいただければと思います。

今後また、調査でまだまだ不明な点が多くあります。また、こちらのほうに出席をしていただいてお聞きをすることがあるかと思いますが、そのときにはまた御協力のほどよろしくお願ひいたします。今日は本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、午前中の証人喚問は以上で終わります。

ここで一旦休憩といたします。再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午前11時31分休憩

午後1時00分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午後から、証人喚問の続きです。

午後からは、上下水道課の山下係長に出席をしていただいております。

日中の業務大変お忙しい中に、証人で出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

また、昨日、現地のほうの現地確認に案内をしていただきまして、誠にありがとうございました。

まず最初に、私のほうから説明というか、話をしておきます。

証人の方に確認をいたします。宣誓した証人が虚偽の供述をした場合、虚偽の証言は偽証罪の対象となり、3か月以上5年以下の拘禁刑となります。宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外で証言拒否をした場合など、虚偽証言を行った場合と同じく罰則がありますので、御注意をお願いいたします。

それでは、宣誓をお願いいたします。証人の方と委員の方は御起立をお願いいたします。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月22日、山下秀一。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。皆さん御着席をお願いいたします。

それでは、証人の方は署名捺印をお願いをいたします。

[署名捺印]

○委員長（武道 修司君） それでは、人定確認をさせていただきます。

先ほど、開会前に山下証人のほうから、出席カードに住所、生年月日、職業を書いていただきましたが、これに間違いありませんか。——ありがとうございます。

それでは、今までの経歴というか、簡単な経歴で構いませんので、分かる範囲で経歴をお話していただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 私、入庁が平成17年度でございます。建設課に4年配属していて、その後下水道課、当時、下水道課に10年間、その後、令和元年度から令和3年度までまた建設課において、令和4年度から上下水道課で現在に至ります。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。

それでは、私のほうからまず委員会を代表して質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず最初に、ポンプがエス・ティ・産業で購入をして、実際のその交換の修理ですね。豊州公益社で実施した西高塚の処理場だったと思います。その案件があったと思いますが、なぜ部品というか、ポンプの購入と修理を別の業者でされたのか、ある意味同じ業者でなぜしなかったのか、どういうんですか、分割発注というふうな感じに取られる可能性もあるんですけど、どのような理由でそのように処理をされたのかを教えてください。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 分割発注という形ではないんですけど、ポンプの購入は町内で、メーカーから購入できる業者がエス・ティ・産業しかないということで認識しております、まずポンプの購入をした。そのときに、壊れたときに現地で立ち会った際、豊州公益社が管理していますので、豊州公益社のほうで交換ができるという話だったんで、購入はエス・ティ・産業、豊州のほうに修理、修理というか交換、現地での作業をお願いしたという形では聞いております。

○委員長（武道 修司君） ポンプはエス・ティ・産業しか購入ができないというふうに言われましたが、先日の一般質問で課長のほうがそういうふうに答弁をされて、後日、ほかの業者もありましたというふうな話を聞いています。なぜそのときにエス・ティ・産業しか扱えないというふうになったのか、通常我々もそうですけど、もうネットとかで見ればいっぱい出るんですよね。実際昨日の、購入をして3年間放置というか、3年間置いている予備のポンプもそうですが、メーカーと型番と入れたらもうずらっと出るんですよね。なぜこのポンプが町内でエス・ティ・産業だけしか使えないという認識を持たれていたのか、それはちょっと我々も少し不思議なところで、分からぬところなんで、なぜそういうふうな認識を持たれていたのかを教えてください。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 調べたわけではないんですが、当時、工事する際とかは、ポンプとはネットで購入することは、まず役場の事務処理としてネットで購入することはしており

ません。町内の、今回は緊急という形で、ちょっと語弊があるかもしれないんですけど、壊れて早急に欲しかったというところがありまして、町内の業者さんで電気屋さんを含めて、今までの過去の実績からも新明和のポンプを扱える業者さんというのは取引がないとできないという認識がずっとございました。

実際そこは、一回実績をつくればまた取引ができるという形では伺ったんですけど、その当時、そういう形で早急に取引ができる、購入ができる業者はエス・ティ・産業さんしかないという認識であったんで、その当時はそう思っていたというところがございます。

○委員長（武道 修司君） その認識が、やはり間違っていたということでおいいんですか。それとも、何ちゅうか、ほかのところが扱えなかつたということですか。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） ほかの業者さんに伺ったわけではないんで、町内業者でほかの業者さんに買えるのかって伺ったわけではないので、できるかできないかはちょっと分からないんですが、うちの処理として、エス・ティ・産業が使えるという認識、早急に購入できるという認識があつたというところで動いております。

○委員長（武道 修司君） よその、1者だけというんじゃなくてよそにあるかないかも分からないけど、認識とすれば1者しかないというふうな認識を持って業務をしていたということでよろしいですか。

○上下水道課係長（山下 秀一君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次に、毎年実施している自家発電機、築城のセンターのほうですけど、なぜオイル交換を毎年されるのか。実際、この新しい庁舎ももちろんんですけど、ほかの施設もいろいろと自家発電機があります。その自家発電機のオイル交換を同じようにいろんな場所も、保安協会とかいろんなところが毎月点検をして、オイルの状況とかそういうのも見てています。

実際我々もその点検の結果を見させてもらつたら、オイルの状況も良好とか、そういうのは極端に言つたら、10分、15分回して、エンジンの状態を確認したりとかしているんですけど、ほかのところは5年、10年オイル交換をしたことはないんですね、実際。例えば清掃センターというか、RDF施設もそうです。この庁舎もそうです。なぜ、築城の浄化センターだけが毎年9万9,000円の金額でオイル交換をしないといけないのかを教えてください。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 昨日現地のほうで、私の言葉、ちょっと記憶が曖昧なところで言つてしまつたところがあつたんですけど、毎年、昔から電気保安業務として電気管理業者のほうに点検等をお願いしていたんですけど、これをする経緯、令和2年度から行つております。

すいません、令和2年度、私が違う部署におつたんで、どうしてそこで始めたのかというのは正直分からなかつたところはあるんですけど、ちょっと業者さん、管理業者のほうに伺つたとこ

ろ、自家発電機の取扱説明書に点検・交換時期の推奨時期というのをうたっておりました。それが、オイル交換とエレメントの交換等を1年間に推奨するという形で取扱説明書のほうがなっておりまして、これを始めた、何で交換を始めたっていうのは、管理業者のほうがしっかり管理してくれているんで、各機械において管理するに当たって、取扱説明書に推奨時期書いているんで、また10年以上経過しているというところもあって、オイル交換を行いたいというところで役場のほうに相談とかしたいっていうところがあつたらしいんですけど、その同時、取扱説明書のほうにも、推奨しているのはあくまで日産のエンジンがついているんで、日産のサービスセンターのエンジンの関係でそちらに依頼してくださいというふうに書いていたんで、役場からではなく管理業者のほうから日産のほうに一度問い合わせたらしいんです。そうしたら、そこで、それはちょっと日産のほうではできないということがあって、町内業者でどこができるところはないかというところで、令和2年度、エス・ティ・産業のほうに頼んだらできるっていうところがあつたんで、交換を始めたというのが経緯です。

毎年しているのは、取扱説明書に書いている推奨を一応のっとってしているというところなんで、全ての機械においてしているのかと言われるとちょっとあれなんですけど、自家発電機においては実施しているという形で、今、実施している状況です。

○委員長（武道 修司君） 通常、車もそうですよね。距離によって半年に1回、1年に1回、点検ですので、月に1回10分程度回して、1年間回して120分程度、約2時間程度で、オイルはほとんど汚れていない状況で、推奨されていたから換えていた。

エレメントというのも、通常、ある程度回して鉄粉とかそういうのが出るから、エレメント、フィルターですよね。エレメントを換えるわけですよね。

でも、そこまでのものが動いていない。百歩譲ってオイル交換はしないといけないけど、毎年エレメントの交換をしないといけない。なおかつクーラント、クーラントというのは大体3年から5年ぐらいもつものだったと思うんです。そのクーラントも毎年換えているんです。

なぜそこまで、その施設だけ、クーラントからエレメントまで換えないといけないのかが我々もちょっと疑問なんで、ずっとあそこの施設の自家発電機が気になっているんですけど、なぜだろうというところをちょっと教えていただければなということで、今ずっと質問させてもらっているんですけど、なぜエレメント、クーラントまで全てを交換をするようになったんですか。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） あくまで推奨時期というところしか、書いているとしか私は分かりません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。

次に、昨日もちょっとお話ししているんで、何となく雰囲気分かると思うんですけど、分割発

注の関係です。

同じような時期に同じような工事をしているということで、分割発注の可能性があるのではないかということで、分割発注がなぜ悪いかというと、例えば9万円で2つあって18万円ですね。その18万円が、本来であれば2者で見積りをして競争をしてもらってなるべく安くしようということをするのが本来のやり方。ただ、それをもう9万円だからということで分けて、もう1者見積りで競争をしないでやったときは、そのままの18万円になるということで、本来なら1つにすることによって少しでも経費を安くしようということが基本的な考え方だらうと思うんです。それを分けて、その金額が下がらなければ分割発注ということで、ちょっと無駄になっているんではないかということで、そういうことはやめましょうということになっているんだろうと思うんです、分割発注はですね。

例えば分割発注でも、大きな建設工事とかの中では、国は逆に分割発注しなさいというケースもあるんです。例えば、この建物はこの業者ですけど、外構とかそういうのはもう分けなさいよとかいうふうなことを国も言われていることもあるんです。それは地域の特性というか、地域の中に工事費とかを落として、地域の発展とかそういうのにもやっぱりしないといけない、中央で大きなところだけが全て持つて帰るというふうなことになるといけないんではないかということで、そういうふうなこともやられていると思うんです。

今回この中で見ると、この書類で見ると、分割発注として疑われて、なおかつ分けたものが1つの業者になっているんです。これ、違う業者であれば、まだ皆さんに満遍なく分けるために細かく分けたんかなというふうには思うんですけど、分けて10万円以下にして、なおかつ同じ業者で取っているというところに、この分割発注の今回の問題点があるんじゃないかなと。これ、上下水道課だけではありません、全体的なところです。上下水道課も何点かあって、その点について山下証人のほうで分かる範囲で構いませんので、説明をお願いをしたいというふうに思います。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 今回、以前提出した資料、再提出した資料で、宗委員がまとめていただいたというその資料を基に、分割発注、私として考える分割発注の案件は1件もないと思っております。

この前伺った話によりますと、処理場が違うところで日付が近い日とか、そういうものもあつたんですが、あくまで処理場が違つて場所も違う。なおかつ同じ処理場であつても、壊れた日とかが違つてお願いした日が違うとか、そういう形であれば、それを、例えばこの日に壊れて、またそれ待つて、次の日に壊れたものをまとめて契約するという形を、そういう形は取つていないんで、あくまで今回上がつてある分割発注という形の認識ものは1点もありません。その故意的にやつたものとか、そういうのはありません。

前回の参考人（聴取不能）ときに言われていた案件が1件にありますて、令和6年度で行った曝気装置の点検、1系、2系の分があったんですけど、そちらについては、前回、これ分割発注ではないのかと言われたときに、私も結果的に、故意的にやったものではなく、1系、2系分けて調査、クレーン使ってするというところで、業務に時間がかかるって日付が変わる可能性もあったというところで分けたという分もあったんですけど、結果的に同日になったというところがあって、そういうものを分割発注だったという、結果的になれば、ちょっとそうではないかとは思われるんですけど、故意的に行つたというものは1件もございませんので、それは間違いだと、私、分割発注していないと思います。

○委員長（武道 修司君） 故意的にやつたかやってないかというよりも、結果的に分割発注という疑いというか、そういうふうなのが出てきた。同じ施設、同じ日に1系列、2系列という中で同じ点検でやつた。これは違う業者であればまだあれなんんですけど、同じ業者でということになると、まとめてできたよねっていうふうな話にはなるんだろうと思うんです。

ただ、認識として、もう別々であれしたから問題ないだろうというふうに、認識でされていたということで、これは役場全体に言える話だろうと思うんですけど、役場全体的にこういうふうな認識の業務が多いのかなというふうな感じがしますんで、こういうのは一覧表にしてみるとすごく分かりやすいですよね。実際見て、こうすると、言われてみれば分割発注の可能性という、言われてみれば、指摘されたらそうなのかなというふうに、皆さん、そうやって言われるんですけど、実際的にこういうふうな処理をしていたということだろうと思うんです。

ただ、実際同じ日、同じ場所、系列だけが違っていた、同じ業者ということになると、そういうふうな可能性があるという認識を持っていただきたいなと思いますが、その点についてどのように思われますか。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 言われていることは分かりますんで、今後そういう案件があれば対応していきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次に、これはほかの方にもお聞きしています。業者と職員の交流等は、例えば忘年会とか何かのときに、管理をしていただいている業者の人たちと職員で一緒に、何か飲み食いというか、飲食をしたりとか、そういうことはありますか。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） ありません。

○委員長（武道 修司君） ないですね。今、コロナでないのであれですけど、コロナ前とかもそういうふうな記憶はないですか。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 業者さんとはありません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それともう一つ今回、いろいろな事務処理のチェックをする中で、緊急でという工事が多いんです、修理が。当然、緊急というのはあるのは私たちも分かります。水道管が割れて水が噴き出しているのに何日も放置して、見積りを取って、業者を決めてとかいう話はないと思うんです。水道管が割れて破裂して水が出ていたら、もう即座に行って修理をしないといけないというのは当然の話で、我々も当然理解しているんですけど、ただ事務処理で、先に工事をする。その後に事務処理になると思うんですけど、その後の事務処理のときに、壊れた日にちがその日にちじゃなくて、書類を作った日にち以降にするということはありますか。質問のあれが分かりにくいかね。分かります、今の質問。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 案件とか、どの件がどうこういうのはちょっと分からんのですが、可能性としては、先ほど言われた緊急工事して、例えば現場で即時対応する必要があった。例えばそれが10万円行かない場合とかもあると思うんですけど、10万円行く場合もあると思うんですけど、そうなったときに、起案を作る際、事後処理という形を取っているとは思うんですが、具体的な案件はちょっと分からんんですけど、日付を後日にするか、工事した日じゃなくて、後の日付で起案を上げて作るっていう。

○委員長（武道 修司君） 起案は後からになるじゃないですか、当然。緊急に、例えば今日の夜、水道管が破裂しましたっていいたら、当然どこかの業者にすぐ行ってもらいますよね。それとか、あと、特に下水道の担当なんで、下水道のポンプが全部動かなくなったら、今行かないと吹き出してしまうやないですか。先に業者に行ってもらって修理してもらうじゃないですか。だけど、当然起案はあした以降、土曜日、日曜日入りますから、月曜日以降が起案日になると思うんですけど、でも、修理をしたのは、実際金曜日であれば、金曜日の日にちを書いて、緊急で修理をしましたという報告を我々はすると思っているんです。ただ、月曜日以降に壊れたみたいな見積りと/or/いうか、月曜日以降に壊れたような事務処理をしたりはするんですか。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 案件がちょっと分からないですけど、可能性としては処理的にはあると思います。

○委員長（武道 修司君） ある。

○上下水道課係長（山下 秀一君） やった記憶と言われましたよね。実際私が行ったところでは記憶にはないんですけど、そのときに壊れてお願いした日の起案というのは、あくまでその日に作る原則としていますので、同日で作っている日付は同日で作って、起案を上げる。この日に壊れたというので上げている、緊急ですね。緊急でその当日するって、そういう形をしているんですけど、契約の日付が後になることは。

○委員長（武道 修司君） ありますよね。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 起案自体、最初のこういう報告、こういうことがありました

という日付は、私が作っているのは当日の日付、当日あった日のもので上げるようにしています。

○委員長（武道 修司君） ですよね。だから基本的には、例えば今日そういうふうな問題が起きたときに、いかにも物が壊れたりとか、水道管破裂したりとか、そういうふうな緊急性を要する問題があったときはすぐ修理をしてもらうけど、いかにも月曜日壊れたみたいなことじゃなくて、金曜日壊れましたよという報告をして、起案は月曜日に当然して、見積りも当然月曜日が火曜日になるかもしれないし、そこでこういうだけの金額になりましたという格好で起案を上げていくというような。

ただ、これで工事をしたりなんかするときに、こうやって緊急に工事しないといけないからということで、例えば係長が課長のほうに相談をして、課長のほうから、それもうすぐにやってくれという指示の下、業者の方に依頼して修理をすると思うんです。そういうふうな事務の流れということでおろしいですか。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 事務の流れはそうしていると思いますが、全てがそうであるかと言わされたら、例えば、後日起案を上げたという案件があるかないかはちょっと分からぬですが、可能性もちょっと、私が上げるものでも直近ではそういうものはちょっと記憶がないですが、もしかしたら日付に何日か遅れて来るときに、そういうことをやった可能性はないとは言い切れないと思うので、すみません。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。もう十分です。

私のほうからの代表質問は以上で終わります。皆さんの方から何か御質問があればお願いをいたします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 正直びっくりした重大な証言が出たので、まず言わせていただきます。

たった今証言された、緊急で工事をやった場合の話ですけど、その当日のうちに起案書は作るようにしているとおっしゃいましたよね。資料を提出してもらっているのは、今のところ下水処理場関係に関しては、エス・ティ・産業さんの分しか我々資料を取り寄せていないんで、ほかの契約者の方のは見ていないんですけど、今の緊急の場合でということは、その日のうちにもう工事は終わっているということですね、緊急ですから。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） エス・ティ・産業さんに頼んでいる今回上げている分ですが、ポンプの交換とかはその日には終わらないんで、そういう案件は、日付は壊れた日、先ほど私が言ったのは、あくまで本当に緊急で点検、その日に壊れて来もらったとか、エス・ティ・産業さんじゃないんですけど、ほかのところで水抜きが必要になったとか、そういうものであれば、本当の緊急じゃなくて、その日に対応する必要があるもの、そちらについては、後日上げるとい

うのを基本的にやっているんですがという回答です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） すみません、エス・ティ・産業さんには該当しないのかもしれません
が、その辺詳しく教えてください。

実は液肥センターと清掃センターでは、工事は先に終わっているのに、工事完了日後に起案を上げている。あるいはそれ以降に2者見積りを取っているとかいう、全く理解不能の事務手続が多数見られたんです。

ですから、上下水道課でも同じことを、そういう先に工事をやっている例があるみたいで
すが、その場合は10万円以下なら起案書は普通ないでしょう。だから、起案書があるってことは10万円以上の工事だと思うんですが、それは起案書に先に工事は終わっているって分かるよう
に起案書に書いてあるんですか。清掃センターや液肥センターの場合は、起案書を見てもその事
実が全く分からなかったもんですから。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 起案書には書いておりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やっぱりびっくり仰天してしまって、それは書いてないこと自体は、
私、厳しく見れば虚偽、虚偽公文書の内容、内容が異なるんですから、虚偽と言っていいと思
うし、一番分からないのはその後の事務の流れをどうするんですか。もう工事が終わっていたら、
業者の選びようなんかないじゃないですか、もう既に業者は選定して発注済みだから。その場合
はどういう理由で、当然1者見積りなんですよね。書類上は、これから工事をやるから見積りを
お願いしたという書類になっているんでしょう。つじつま合わないと思うんですけど、先に工事
をやっているなら、やむを得ず緊急に先にやってもらったということで、価格はやってもらった
後で協議して、こういう請求書になったっていう理由なら分かるんですけど、先にやってもらっ
た工事の見積書にどういう意味があるんですか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） どの案件かというのが、ちょっと私のほうで今回上がっている
(聴取不能)とか、それはないんですが、見積りを取る理由としては、その工事に適正な価格
かどうかを判断する。あまりにも、見積りを取らなかつた場合は、その額だけで支払いするとな
つたら、それが適正かどうかというか、高過ぎるとか、そういうものがあくまで見積り取らない
と判断できないことがあるんで、見積りは取る必要があるかなと思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） よく分からんんですけど、見積り書を取るだけで適正な価格は判

断できるんですか。見積依頼書を出して、普通は見積り、開封するだけだと思うんですけど、開封した後で価格が適正じゃないと言って突き返したり、見積書を提出し直させるんですか。それこそおかしな業者選定手続だと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 見積書の中で、項目、そういうのがあったら、使った品とか、そういうものが確認できると思うんですが、頼む時点では、こちらの業者さん、緊急で頼んでお願いしている業者さんということで、こちらも信頼しているところでございますので、そういうところはないということはあるんですけど、どこでも、いろんな、知らない人っておかしいけど、初めて頼んだ業者さんとか、そういうところとかではある可能性もあるし、その中を見るっていうのは、あくまでその見積り、お金払う上で確認はする必要があるので、合っている、間違っているというところもあるんですが、見積りを取って金額を確認するというのは事務の中で必要なと思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これも先ほど清掃センターの内山さんから証言があったんですけど、そういう事務の手続をしている、つまり先に工事が終わっているっていうのは、上下水道課から書類が上がっていく、書類をチェックする企画財政の部門だとか、最終的に支払いをする会計管理者の石井課長とかは御存じなんですか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） あくまでそういう工事をする際は課長までの話で進めておりますので、担当から私に通って課長と、そこでこういうことをしますよというところで話は行っているので、その先の別部署のほうには話は行っておりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 念のため課長とおっしゃったんで、それは上下水道課長という意味ですね。つまり上下水道課の中だけではその事実は共通認識にあるけど、それから外のチェックする財政課や会計管理者のほうには伏せているということは、それ、隠れてこっそり不正なことをやっているということ以外には解釈できないんですけど、清掃センターでも同じ説明を受けたので、どうやら築上町役場では担当課が事実と異なる書類を作成して、それを黙って書類審査だけ通して結局支払いを受けているっていうことが横行しているっていう、もう複数課でそういう証言が出たので、今そういうことをおっしゃったんですよね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 隠しているという認識ではなくて、あくまで早急な事務処理、現場対応として課長までの報告をしているというところなので、あくまで伏せて、隠していると

いう故意的にやっているところではございません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 逆に何で書かない、書けないんですか。本当に緊急性の必要があつたら、事実のありのままに書けばいいと思いますし、例えば高速道路とか、博多駅前の道路が陥没したときとか、あれ本当に緊急だから、とにかく業者に行ってくれと言って、後から書類を作っていると思うから、そういう、何でそれを書かないんですか、書類に。早急にやるということは理由にならないじゃないですか。早急にやるから、先にやってもらったって正直に書けばいいだけなんです。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 事務処理の流れ、正式な手続というか、そういうふうな形でやっているというところのやり方というか、何か、いろいろちょっとあれしたんですけど、緊急の要綱とか、緊急の事務処理要綱とか、そういう形のものを整備していないところもありまして、こういうふうにやるというのを、私も指導とか自分で作る分も認識はしていなかったんで、対応としてそうやっているというのがあるんで、緊急時の対応、対応のやり方自体、今言われているとおり対応していく必要があるのかなと思いますけど、今までのところそういう処理をしていったというところでございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 緊急なら、本来の手続や書類がない状態でやむなくやるということは、私、認められると思うので、正直に書けばいいと思うんですが、もっと重要なことを聞きます。

先ほど、清掃センターの同様の事例では、企画財政課や会計管理者に説明していないんで、何でこの金額を1者見積りでやるんだということを通すために、もう既に工事が終わっているのに意味のない2者見積りを取っていたんですけど、まさか上下水道課の場合、先に工事をやっていく分で、だって企画財政や会計管理者に説明していないんですから、何でこれ1者見積りなのって言われたら困るような気がするんで、同様に必要のない2者見積りを取ったようなことはないですか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 私の記憶によるところではありません。

○委員長（武道 修司君） そうね、ほとんどこれは……。

○副委員長（宗 裕君） それはエス・ティだから、そもそも取る必要はない。

○委員長（武道 修司君） ほかに。

ちょっと私のほうから1点、確認をするのを忘れていた点がありますので、いいですか。

昨日、現地調査っていうか、現地の確認をさせてもらったポンプです。ポンプの購入が約3年前、令和4年ですかね。令和4年に購入して、緊急ということで1者見積りでポンプを購入して、3年間つけていなかった。当時、3台あるポンプのうちの1台が壊れて交換して、残り2台のうちの1台がもし壊れたら大変だろうということで予備に買っていたというふうなことなんですが、実際壊れなかつたから、現在もまだ新品のポンプがそこに、椎田北部に残っているということでしたね。

昨日行って分かったんですけど、築城の浄化センターには自家発電機があるのに、何で椎田北部には自家発電機がないのかなという。もし停電とかなつたときに、水中ポンプは電気なんで、あふれ出てしまうじゃないですか。なぜ自家発電ないのかなということでしたら、横にエンジンポンプが3台ついていて、もし水中ポンプが壊れた場合はエンジンポンプで緊急に上げるというふうに構造的になっているということで。緊急の緊急の場合がそういうふうな対応ができるというふうになつていたことが、昨日現地に行って初めて分かりました。

ということになると、水中ポンプが緊急だから、1者見積りで早急に買わないといけないというよりも、エンジンポンプの3台が常に動ける状態にしとかないと、そちらのほうが怖いと思うんです。もし停電になつたら、ポンプが壊れてなくとも停電になつたらもう動かないですから。

そのエンジンポンプに関しては、1台はバッテリーものかつていて。2つに関しても、バッテリーとの線を外している。実際に、何ちゅうか、燃料が入っているかどうか分からないし、エンジンもかけたことがないっていうことやつたんですけど、その業務そのものにちょっと問題があるというか、そういうふうな状況をほつたらかすちゅうたら、ちょっと語弊があるかもしれんけど、そういうようなことを放置をしているにもかかわらず、ポンプは緊急だから買わないといけないという理由が分からぬ。

それと、先ほど、一番初めに聞いたように、築城の浄化センターに関しては、もし緊急で動かなくなつた場合はということで自家発電、またその自家発電も、推奨されているから毎年オイル交換もしないといけない、エレメントも換えないといけない、クーラントも換えないといけない。

でも、椎田北部の、本当に壊れていたときに、停電になったときに大変なことになるエンジンポンプの3台に関しては、そのような放置をされているということが、昨日ちょっと行ってびっくりしたんですけど、それぞれの施設の考え方はいろいろと言われていますけど、全体的に見ると全然かみ合わないんです、言われていることが。片一方は毎年オイル交換しますよ、片一方はもうバッテリーから何からのかつて燃料も入ってもない、エンジンもかかるかどうか分からないというふうな状態で、なおかつ四十数万円もするようなポンプを3年間も置いている。

エンジンの場合は、あれクボタのエンジンがついて、ポンプは4インチのポンプ、基本的には下水道でなくても、普通の農家さんでも4インチはめつたに使いませんけど、4インチのポンプ

という形で、エンジンであれば農協の農機具センターとか、そういうところでも修理ができるレベルのものだろうと思うんです。

私自身も農業の機械の整備士の免許を持っているんで、あれを見たらどんな感じかなというのは分かるんで、ちょっとこの話をしているんですけど、片一方はそこまでしているのに、片一方はそういうふうにしていないという、ちょっとそこがすごい疑問なんです。なぜ、そういうふうに統一的な管理、全体的な、同じような基準での管理ができていないのかをちょっと教えてください。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） まずポンプの購入なんですけど、流入ポンプはそこに置いている分なんんですけど、今回ちょっと説明させてもらったときに、北部のポンプの購入は緊急ではなく、価格が安いという理由の下購入しています。あくまで予備品なんでというところで、作っていただいた資料、23ページになるんですけど。

○委員長（武道 修司君） 見ています。これに書いてある、私たちは、だから、いざその3台、その前に書いてあるのが、そういうふうな書き方をしているなというふうに、故障する前に購入したい。オーバーホールを行うより新品購入をしたほうが安価であり、かつポンプの寿命も長くなるということで、新しいポンプを買いたいと。故障すると大変なので早急な対応が必要ということで、ポンプを1台購入したいが、よろしいかお伺いをするとなっているんですよね。

随意契約の理由書には安価というか、また概算費用も市場販売価格と同程度であるためというふうになっている。安価とは書いてないんです。市場販売価格と同程度なんです。例えば40万円するポンプが30万円だったとかいうんであれば、それは安いうちに買ったほうがいいよねとかいうこともあるでしょう。でも、これにはそういうふうなこと書いてないんです。概算費用が50万円以下のため、概算費用がですね、これ工事ちゅうか、購入するための金額が50万円以下そのため、早く言や随意契約したいということで、ポンプの納入実績があるということで、その業者にということなんですね。だからこの伺い書、今の随意契約の理由書じゃなくて、伺い書のほうでいくと早めに1台持つとかないと大変だからということが書かれているんです。安かったからということじゃなくて、また安かったということを書いてないんですよね。市場販売価格同程度という。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 説明が足りなくて申し訳ございません。この当時、買うという起案を上げたときの、書いて（聴取不能）緊急というのがありますね。3台あって、1台はその前に交換していて、そのうち残りの交換していない2台のうち1台が故障して、配線だけ、ポンプを交換するときにちょっと価格がかかるんでということで、配線だけ変えたというのがございまして、配線だけ変えたんで、すぐにポンプ壊れる、同時期に入れているんで壊れる可能性がある这样一个ところで、1台予備として購入したい这样一个ところで、この起案を上げております。

緊急というか、壊れる可能性が高かったというところで、早急に買いたかったというところで起案上げているんですけど、今回、上げているポンプの購入価格については、新明和のほうから当時見積り取っておりまして、その価格が64万2,000円という形で見積りもらっておりまして、それより安く、この市場価格というのは、あくまでもネットの価格とか、そういうのを調べたところで、ネットの価格がその程度、同程度だったというところを書いているんですけど、新明和のメーカーの見積りより大分安く購入できるというところで安価に購入できる（聴取不能）、市場価格、安く購入できるという理由を挙げておりました。

買った理由はそういうところで買ったんですが、先ほど言われたような処理場、まず1点が発電機の緊急時のポンプ3台故障しているという状況でそこを置いて、そこをよくしないで、ほかのポンプを購入しているのがという話なんですが、私が下水道課に配属というか、令和4年度、来たとき、その段階では、非常用のポンプは全て故障しておるという報告がありました。早急に直そうという話は、検討というか、早急に直す必要があるというのは間違いなく認識あるんですが、そのときに北部と、今度、西高塚を統合するというところで、北部の処理場の機能診断といって、全ての機械を見てもらって、最適にどういうふうに整備していくかという検討をするというのを、その当時、私、来たときからそういう話がありましたんで、その中で3台直してというのは、大分価格かかるというところだったので、それを実行するよりも、まず機能診断して、適正にどういうふうな形で、今後、処理場を維持していくかというところを決めた上で直すなり、交換するなりを考えるんかなと思って、緊急時の対応としましては、築城の浄化センターは自家発がついている、ほかの処理場は全部ついていないんですが、外部から自家発電機、200の大きいやつ、トラックとかで持ってくる必要があるぐらいのものを持ってきて接続すれば、緊急時も停電とかになっても対応できるということがありまして、実際に（聴取不能）の処理場でも発電機ついていないんで、この前、停電なったときは発電機借りて、接続して、外部から持ってきたものを受け取って使うという形で、自家発電機自体が築城の処理場をついているものも大分高い、高額、取得価格で1,600万円から500万円程度なので、そういうものをつけるよりも、今の実績で言えば、停電が少ないというところがあって、つけていないという施設が、椎田の処理場はそういうことでつけなかったというのがあるんで、そういうものも考えると外部から発電機持ってきて、そこの、緊急時はつなげば、中の施設だけで動かせるというのが、最低限は動かせるというのがあるんで、自家発もつけていないし、緊急用のポンプを修理を行っていないというのはそういうところで、でも、中の3台のポンプはきちんと動かしたい。実際1台壊れそうだったから1台予備で購入したというところでというのが実際のところです。

○委員長（武道 修司君） 緊急のエンジンつきの流入ポンプが壊れているというのは、点検もし

ていないで壊れている、動かしてもいないから壊れている、燃料も入れていないから動かないから壊れているという感覚だろうと思うんですけど、例えば、JAの農機具センターにエンジンの修理を、例えば、依頼するとするやないですか。1台当たり数十万円も取られないですよ。バッテリー1つが1万円幾らか、量販店で行くともっと安いんでしょうけど、例えば、JAでバッテリー買ったとしても、例えばですね、ほかのクボタとかヤンマーとか、いろんなところもあるんでしょう。そういうところでしても、そんな何十万円も1台かかることはないし、3台全部修理したところで、そんなに金額はかかるはずなんです。それをいかにもエンジンからポンプまで全てを交換しないといけないみたいな、今、話をされているんですけど、ちょっとそこの感覚が、我々、私とちょっと違うなという。全て、何かポンプを買ったための言い訳にしか聞こえないというか、もう少し踏み込んで言うと、なぜこのポンプを買わないといけなかったのかというのを、私、ずっとこれ、不思議で見ているんですよ。

いろんな書類見て感じたのが、多分、その前に1台ポンプ壊れて購入しているんですね。そのときに、もう既に2台購入していたんじゃないか、2台入れるようにしていたんじゃないか、2台一括で入れるって、壊れていないものを入れると言うと問題があるんで、1台は修理でしたけど、もう1台は予備に入れようとしたんではないかというふうに、ちょっと、可能性もあるわけですよね。そういうふうに見えるんですよ。

だから、そういうふうな事務処理をやっていること自体がどうなのかというのと、これ、企業会計なんですよね。企業会計はなぜそういうような企業会計をするかというと、いろんなものを買ったり、そういうようなものを減価償却していく、その年その年の経費をしっかり出していく。その経費で、収入と支出で運営をしていく中で、収入面をしっかり出すために会計をしっかりやっているわけですよね。企業会計でやっているわけですよ。それが結果的にどうなるかと言ったら、これは、何というか、住民の人たちの負担なんですよ。住民の人たちの負担で企業会計をやって、料金を幾らっちゅうことで設定しているわけですよ。ただ、それに必要なものを買ったり、安くて修理ができる、いざ、もし緊急に大きな自家発電機を持ってきてもらって、すごいお金ですよ。何十万円ってかかりますよ。それなら、エンジンポンプ修理しておったほうが安上がりという、それも年に1回、エンジンかけて点検するということもできるんだろうと思うんです。だから、そこの感覚が、ちょっと私とは違うなという。

それで、事務処理にしても、企業会計という言葉では言っても、本当に企業会計という認識を持ってやっているのかなという、企業会計の場合は減価償却していくわけですね。使ってもないものを減価償却していくんですよ。経費で落としていくんですよ。その購入があって経費がかかっていく。またその収入を、その分を入れないといけないというふうな形になってくるんだろうと思うんで、そこは慎重にやらないといけないし、これ1者見積りでやっているんで、本当

に安価だったかとかいうのが、ちょっとやっぱり疑問を感じるんですよ。だから、実際、そこら辺のところの事務処理というのを、そういうふうなものを踏まえて事務処理をされているのか、今、私が言ったような疑問に対して、そうじゃないよというものがあれば、説明をお願いをいたします。山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 発電機、緊急のポンプ3台、それが、私、壊れているという、修理にお金がかかるというふうに言ったんですけど、あくまでそれは前の、引き継いで聞いた話なんで、実際、自分で確認したわけではございませんので、今後、それは確認して、直せるものであればというふうに考えております。

あと、先ほど計画と、見ながら、緊急で、早急に直せるものであれば検討はしたいというふうに思っております。それ以外は分かりません。

○委員長（武道 修司君） これ、提案っちゅうたらあれですけど、例えば、築城の浄化センターを毎年9万9,000円で、毎年オイル交換をやっているわけです。クーラントからエレメントまで換えて、全てやっている、毎年やっているんですよね。でも、それを2年に1回か3年に1回、ここはまだ1回もやっていない。ほかの焼却場でいけば、焼却場もその頃、数十年間1回もやったことないというふうな状況なんですよ。でも、そこの築城浄化センターを、もしそれを1年でも2年でもしなくて、北部のエンジンポンプの点検にその費用を回せば十分お金が有り余るというか、ぐらいの費用の差が出てくるんじゃない……、合計すれば、会計が別やから、別々の会計やからそれはできませんという話になるかもしれませんけど、ただ、全体的な経費で考えると、そういうふうなこともできるんで、そこはしっかりと、やっぱりこう必要なところは必要なもの、必要じゃないところは必要じゃないものというところの認識を持って、やっぱり業務はしていくべきではないかなというふうに思いますんで、その点について何か御意見があれば、お願いをしたいというふうに思います。山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） ありません。

○委員長（武道 修司君） よろしくお願ひいたします。すみません、私が長くなりました。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、今、北部ですかね、流入ポンプ3台のある施設のことを詳しく係長のほうが言ってくれたので、ちょっとついでに確認したかったので、今、ストックポンプ、今、僕が一般質問した内容で皆さん鮮明に覚えているとは思うんですけども、3台中1台が故障して、2個も経年劣化の疑いが非常にあるので、ストックしたいという内容を、一般質問からずっとして、今、資料等も請求して、なかなか納得いかない部分があったので、仕組み的な部分をちょっと係長に聞きたくて、基本的にフロートスイッチとかの交換も多分そこに連動していて、通常使われているメイン、3個のうちの1個、2個が動いていて、かさ増しして

きたときに、フローターが浮いたときにまたスイッチが入って、2個目が動いたり3個目が動いたりという、要は、あふれないような仕組みづくりになっていて、そのポンプが3台あるという認識でいいんですかね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） そうです。あの……

○委員（13番 吉元 健人君） 簡単に（聴取不能）。

○上下水道課係長（山下 秀一君） そうです、すみません。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） それを踏まえると、多分負荷がかかっていたので1個目の修理、緊急的にというのも、なかなか難しいところもあるんですけども、即ポンプ、今、委員長が言われていたように、非常用のポンプにはあんまり目も向けず、そのポンプがもしかしたら壊れるかもしれないという、壊れた経緯があるので、即ポンプが必要ですというふうに、1台、1者しかうちで、町内で使える業者がないという決めつけで、1者で取っている内容が起案書だと思うんですけども、その点、本当に、ちゃんと、怠慢、職務が怠慢になっていたんじゃないかなというところがすごく思えるので、資料等を見ていても。すごく、何ですかね、災害に、危機管理的に、僕、やっていますよという割には、本当に重要なところはしていなくて、やっぱりすごい矛盾が今の答弁にも出てくるので、その辺は、なぜそうなったのか。フロートスイッチにしても何回もやり替えたり、いろいろしていたじゃないですか、以前聞いたときも。何かこだわっている部分が、同じ工事をすると、ポンプを買ったらまた同じポンプを買う、フロートスイッチをしたらまたやり替える、ワイヤーが切れそうやったらワイヤーを張り替える、何か車輪みたいのを替えたら、（「ハンマークリッパー」と呼ぶ者あり）ハンマークリッパーを替えたらハンマークリッパーばっかり替えるみたいなのは、何か職員からの提案じゃなく業者からの提案のようにも見えちゃうので、続くと、あまりにも。その辺は、今、見てどう思いますか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 今回、この上げている修理とか、基本的に管理業者、工事をする業者じゃなくて維持管理している業者、築城であれば築城共栄社、椎田の関係の（聴取不能）が入っているんですけど、日常、管理はそちらにお願いしているんで、どこが悪いって一番最初に気づくのは、やっぱり管理業者が一番多いと思うんですよ。そこからこれが壊れたんで見てほしいとか、修理してほしいという提案を受けて、うちはそれで確認して作業をお願いするというのが基本的な流れなんで、工事する業者さんからこれを替えたほうがいいとか、そういう提案でやっているというのを（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 物すごく分かりやすかったんですけども、大きく予想と違うのは、その点検業務、委託管理業務等も清掃センターとか液肥施設は同一業者がしていて、修理もしているから、ちょっと、よりおかしいんじやないかってなっていたんですけども、逆に言えば、下水道も管理業者があって、点検業者があって、なぜそこに頼まないのかなというのが不思議で、ハンマークリスターとか、僕でもできますよ、多分。下のコロを付け替える作業なんで、それを毎回、特定の業者に、専門のハンマークリスターの業者はいないと思うので、どこでもできる作業だと思うんですけども、なぜそこに常に頼むのか、お聞かせください。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） ハンマークリスターに関して言えば、そちらも壊れたのが一番最初に確認できるのは維持管理業者、入ってる豊州とか築城共栄社が確認できるんですけど、そちらから交換してほしい、壊れているんで交換してほしいという依頼が上がって初めて動くんんですけど、そこの維持管理業者ができない理由は、あくまでユニックでつり上げないと腕が上がらないんで、ユニック車を持ってきて上げて作業するというところがございます。それを維持管理業者ではできないということでお願いされているんですけど、それを1者、エス・ティ・産業に頼んでいるところは、これは実績、経験、何度もしてきているんですけど、やったことがあるというところでお願いしているというところで頼んでおるという感じです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） その答えを、もう何度も皆さんから聞くんですけど、それに問題があるという認識を皆さんお持ちですか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 認識はございます。今後はそういうことは、はい。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 認識が今頃あったわけじゃ僕はないと思っていて、表に出たからまずいなと思って、みんな、そう言うんだろうなと思うのが、6月の一般質問のときに、1者しか大きいポンプを見積り依頼等ができないという答弁を、僕、課長からいたいたんですけども、7月に入って20年指名願に入っていた業者に見積り依頼を出していると思うんですよ。エス・ティ・産業以外の、なしで入札も行われて、もう工事は終わったのかな、結ばれたと思うんですけども、多分もう皆さん分かっていてやっていなかつた部分が僕はすごいあると思っていて、そこを何で認めてくれないのかなというのがすごく疑問です。もう書類を、一々という言い方は悪いんですけど、僕らの職務もあるので、やっぱりこれで職員いじめだとか言われるのも僕も不甲斐ないというか、こんなのをするために、僕、議員になったつもりもないで、早く通常の業務を皆さんにしてほしいのもありますし、改善しなきゃいけないのをこんな場で、今にな

って言うんじゃなく、前の段階で言えば、こんなこともしなくてよかったと思うので、皆さんぜひ前向きに、町民の皆さんのために本当にやられてもらえれば、そういうふうにならないと思うし、今後の改善に使ってください。

僕はもう別に、以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 長時間にわたり申し訳ないんですが、幾つか確認させてください。

まず、非常用発電機の取扱説明書に推奨されていたからという説明があったんですが、取扱説明書を確認して、今日、答弁なさっていると思うんです。取扱説明書には、毎年1年1回、実際に交換されているエンジンオイル、エンジンオイルフィルター、ロングライフケーラント、あと燃料フィルターもだったかな、その全てが毎年1年1回の交換が推奨されるように記載されているんですか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） エンジンオイルについて交換1年ごと、ホイールフィルター エレメント、交換1年ごと、あと、フェールエレメント、点検ろ紙一式、交換1年ごとというところで書いております。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、ロングライフケーラントは書いていないんですか。

○上下水道課係長（山下 秀一君） ケーラントは、すみません、記入ございません。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それと、故障は管理業者さんから報告があつて初めて対応しているんだという説明が繰り返されるんですよ。実際、下水処理場は、役場の職員が直接管理しているんじゃなくて、全て業務委託で別々の業者に管理されているわけですね。常駐と通いの区別はあるみたいですが。いや、そこはいいです。管理委託しているんだったら、きちんと管理委託業務をしてもらっているということで、当たり前ですけど、毎日、日報のような報告書があつて当然だと思うんですよ。実際、液肥センターや清掃センターでは、業務委託で管理しているのは、毎日、日報がありました。その日報に、今日は故障して1日機械が動かなかつたとか、今日はこの機械が故障したとか、この修理業者さんが来たとか、全部書いてあるんですよ。ですから、当然、そういう業務日報は存在するんですね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 管理日報、月報は存在はします。記載について、この日に故障したとか、こういうふうにしたというところを全て記載しているかというと確認はできないんですが、日報と月報はございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 日報自体はあって、そうすると、確認しないと分からぬけど、そういう、故障が記載されている可能性はあるわけですね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 記載された可能性はあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 細かい故障だったら別なんんですけど、施設の稼働が止まるような重大な故障あるいは点検とか、工事のために半日とか、あるいは数日間施設が止まったようなのは、そういうことは当然記載されていますよね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 細かいところは、すみません、確認を今できないんですが、細かいところ書いていないけど、壊れているとか、状態のあれば書いているところはございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そしたら、それを資料要求で出していただければ、裏づけは取れるわけですよね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 全てができるかどうかは、今、お答えできないんですけど、壊れている、その日報とかはありますんで。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 書いていないのは仕方がないけど、書いてあれば裏づけは取れると思うんで、後で委員会で協議して、ぜひ資料要求して拝見させてもらいたいと思います。書いていないことに関しては、口頭で報告を受けているってことですよね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 基本的には、維持管理業者から来ている。あと、通報装置もついていますので、こちらで無線、無線というか、電話とかで通報が来るよう、自動通報来るようになっているんで、そういう、確認することもあるんですね。全てが維持管理業者から来るのは限らないんですけど、基本的にはそういうふうな形になっております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 全ては維持管理業者から来るのは限らないというのは、維持管理業者以外に役場の職員が行って確認するということですか。維持管理業者以外に出入りしている人がいるとすれば、役場の職員でしょうから、ちょっとそこはよく分からないんですけど。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 機械の故障があった場合は、電話で通報が来るようになってるんで、自動通報が来るようになっています。人からじゃなくて、機械のほうから通報が来るようになっているので、それを聞いて役場のほうが行くということ、維持管理業者から壊れたんでも来てくださいじゃなくて、役場のほうが、壊れたんで、連絡というか、自動通報で来たんで行くということがあるということです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） その話ですね。自動通報は管理業者ではなくて、役場の職員に行くんですね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 役場の職員と維持管理業者に行くようになっております。両方とも行くようになっております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 前回、説明員で山下さんに来ていただいて説明をもらったときに、その話が出まして、大体警報が鳴ったときは緊急対応が必要な状態で、しかも役場の職員は技術的なことが分からぬんで、もうその警報が鳴った段階で最初から施設の分かる技術者を連れて行く、同行してもらうという説明だったんですけど、そういうことでいいんですよね。まず、管理業者と役場が確認してから業者を呼ぶんではなくて、もう通報が鳴った時点で、点検あるいは修理業者さんに同行してもらっているという、前回、説明だったと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 全てがそうではないんですが、基本的には、案件がどれか、ちょっと今言えないんですけど、基本的に、通報とか、維持管理業者さんからにしろ、機械からの通報にしろ、まず行って確認することを行った上で、業者さんを呼んでというのを基本的にしてるんですけど、一緒に、いきなり最初から見に行くということも、すみません、私が担当じゃない、担当している分は、あ、担当、私がした分ではないんですが、もしかしたらあったかもしれないです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） たしか令和4年からは山下さんが係長ですよね、下水道担当の。私が担当した分ではないというのは、山下さんが係長になる以前という意味でしょうか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） いや、令和4年度以降の話で、私が担当ではないと、現場の担当、直接行って、一番最初に行く担当ではないという、担当（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そこが聞きたかったんです。一番最初に業者が職員と同行しているかどうかは、一番最初はしていないかもしれません。ただ、2番目の対応としては、うちは技術の分かる、点検できる、技術診断のできる職員がいないから、業者にまず点検してもらうという説明だったんです。

それで、その点検業者を、誰を連れていくかという判断は、今の証言を聞くと、私は上司である山下さん、さらにはさらに上司である課長に、この業者を今回連れていきますという報告があって、上司の承認の下にその業者を連れていっているのかと思っていたら、今の証言からすると、もう現場の担当者レベルで、上には報告はなしに業者を連れていっていることも結構あるという証言だったんですけど、そういうことですよね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） そういうことではございません。あくまで、壊れて、こういう対応をしますというのは、報告があつて動いてもらっているんで、その、全て100%かと言わされたら、ちょっとすみません、あれなんですけど、可能性、基本的には、私とか上司で報告があった後に業者と行っているという形を取っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 大分議論が煮詰まってきたんで、具体的に申し上げます。

令和4年以降、もう名前を出すしかないんですが、下水処理場の修繕費の集計を上位何者ということで出していただいているじゃないですか。それを見ると、もう名前を出すしかないんですが、エス・ティ・産業さんだけ16とか11とか14とか、15以上あるんですよ、発注件数が。2位以下の業者さんは5とか4とか2、2で、もう数が少ないんですよ。だから、エス・ティ・産業さんだけ突出して件数が多い。また、金額もほぼその年の修繕費の半額ぐらいはエス・ティ・産業さんに支払われている。しかも、頂いた資料によると、これ全て緊急を理由とした1者随意契約でエス・ティ・産業さんに契約して払われている。その業者選定の流れを前回の説明員のときに聞くと、実際、起案書にもそういうことがよく書いてあるんですけど、まず10万円以下の点検料で現場を点検してもらって、次に数十万円の実際の工事費は点検してもらっている業者だからという理由で1者随意契約を結んでいるという、そういう流れにかなりの数がなっていて、というか、エス・ティ・産業さんが受注している分は全て1者見積りになっていて、ですから、私は、結局、最初にエス・ティ・産業さんを点検に呼んだ時点で、修理、工事まで全部流れが決まっていますねというふうに、事実上決まっていますねって山下さんに確認したら、もうそう言われても仕方がないというか、おっしゃるとおりですという説明だったんで。今回、証人として来ていただいているけど、その業者選定の流れはそのとおりですよね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 証言、前回と変わりはないんですが、エス・ティ・産業を選んでいるというところ、点検に呼んでいるというところも、担当が勝手に決めたとかじゃなくて、何度もちょっとこれ、答弁とか指摘されているんですけど、現場で対応できる、実績とかがあるというところで、お願いしているというところなので、トクヒツして呼んでいるとか、そういう認識ではなくて、あくまで対応ができるというところで業者を選定しているというところなんで、こちらについては、先ほど言ったとおり、今後、改善というところは考えておりますので。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、改善という言葉が出たから、これは問題のある手続だという認識があるという、裏返せば、そういうことになると思うんですよ。また、質問、続けさせてもらいますけど、事実上、最初に点検に呼ぶときにもう決まっているんですね。点検だけで済んだら10万円以下で終わりますけど、点検の結果、数十万円の修繕が必要だったら、その業者に1者随意契約で発注して支払うということになっていますから、業者選定は点検の時点で見積りとか、そういうことは一切なく、点検の時点でこの人を呼ぶという、特定の業者を指名して業者が決まっているということじゃないですか。今、それで間違いはありませんという証言がありましたから。しかも、それは担当者が勝手に決めているんではなくて、係長あるいは課長かもしれませんけど、上司も承諾、つまり上下水道課として承諾した上でその業者を点検に呼んで、あと上下水道課全体でその業者に仕事を流しているということ以外にはあり得ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） どうしても業務する中で、そういう修繕とか、そういうところで、過去の実績等を用いて緊急に対応できる、より信頼できる業者というところで、エス・ティ・産業さん選んでいますので、私もそうですし、課として、きちんと頼んでいるという認識の下、行っています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の証言は、上下水道課として、エス・ティ・産業しか発注できないという判断の下、発注しているということ以外には聞こえないんですけど、そういう理解でよろしいですね。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） すみません、昔の話というか、私が、前、おったときの話なんですが、前、平成30年か、それまでの処理場の修理というのは、件数も少ないし、壊れたときはちょっと大きい、大きいというか、故障もあったんですが、そのときはメーカー、入れた、

設置した業者さんとか、そちらに尋ねて、そちらが、先方から来てもらって修理しているという、費用も基本的に処理場のものというのは、なかなか私ども、その当時調べる、事務として難しいところではあったんですけど、専門的な知識が要って、入れたところの業者が、入れたところの製品を扱うというところで、なかなか修理するのもすごい高額になったり、点検来てもらうだけでも数十万円かかったりとか、そういうのが実際として私の経験ではありました。

それで、令和、異動になって、建設課に異動になったんですけど、それから戻ってきたときに、令和2年度、令和3年度、私がいないときに処理場の故障、そういうのが増えていました、そういう実績、その当時あった実績というのが地元の業者さんで、対応できる業者さんということで、エス・ティ・産業さんに対応してもらっていたというところがあつて、それに引き続いて令和4年度、私、来たんですけど、そういう対応、担当が対応するのにスムーズに対応できる、そういうところでエス・ティ・産業さんを利用しているというところは、流れとしてはございます。流れとしてはそういう流れです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 前回、説明員で来ていらっしゃったときは、町内にエス・ティ・産業以外に対応できる業者がいるかどうか調べたこともなかった。また、エス・ティ・産業の1者見積りで上がってくる金額が妥当かどうか、比較、調査検討もしていなかったという証言があつたんですけど、説明があったんですけど、今回、証人として呼ばれても、その証言どおりでよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 町内でできる業者が少し足りないという認識ですね、そういう認識の下、動いていたというのは間違ひありません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） お答えをずらしていらっしゃる。私が聞いたのは、認識ではなくて、ほかに町内でできる業者がいないかどうか調べたことがありますかということをお尋ねします。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 今回、上がっている、令和4年度からの案件ではありません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 調べもしないで、そこの1者しかないという判断している時点で、私はその業者だけに発注する意図があったんではないかと疑われても仕方がない。これ、随意契約の1者見積りの理由が、全て客観的根拠がなければ、その業者に契約を誘導したということで、官製談合防止法違反に十分問われる重大な案件だと私は思うので、あえて指摘しておきます。

もう一点、業者選定が公平妥当かという点も怪しいですが、そもそもその価格が公平妥当か公正妥当かという検証も、ほかの業者との比較だとかしないと、その価格が妥当だという評価ができるないと思うんですが、前回の説明員のときは、そもそもほかの価格の比較や調査はしていないという証言だったんですけど、それでよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） していません。同じです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、価格の妥当性も全く分からぬまま、業者の言い値の価格で発注していたということになりますよね。専門業者がいないから、前回の説明員のときも、そもそも起案書を書くときの概算金額もその業者に聞いて書いていたというから、起案書の概算価格の段階からエス・ティ・産業さんの言い値で起案書を書いて、起案書どおりの金額だとまずいから、エス・ティさんも多分ちょっと配慮して、ほんのちょっと安い見積書を提出してという流れなんで、価格の妥当性が全く感じられないんですが、これが妥当な価格というのは、どこをどう判断すれば言えるんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 比較はしていないんで、その金額がというところはあれなんですが、あくまで地元の業者さんで、信頼して発注しているというところで動いておりましたというところで、前回の回答と一緒にございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 全くほかとも比較しないのに、前回の説明員でいらっしゃっているときも、信頼できる業者という、信頼関係の中でやっていたという証言が出たんですよ。今日も同じ証言が出ました。それは、もう言いたくないんですけど言います。信頼関係ではなくて、癒着関係ではないですか。特定の業者と役場が結びついている。だって、ほかの話は聞かない。ほかには声をかけない。それは信頼関係というんじゃないなくて、私は癒着関係だと思うんですけど、そう言われても仕方がないと思いませんか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 癒着とかではございません。ほかの業者さん、こちらから確実にできる、早急に来てくれてできるという業者がいないという認識の下、そちらにお願いしているところなんで、癒着とかではなく、緊急対応していただいている業者さんというところで、信頼してお願いしているというところでございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 最後に、私の感想を言って質問を終わります。

とにかく緊急にすぐやってくれて、便利とか使い勝手がいいというと語弊があるんですけど、仕事は早く簡単という、それは分かるんですけど、業者選定や価格の公平性が、役場の発注はそれと同じぐらい大事だと思うんですよね。信頼できる業者で、そこが確実っていうんなら、そもそも入札する必要なくて、全ての工事が過去の実績等でここが一番確実でいいというところを選べばいいんだから。そもそも地方自治法の発注は入札を原則とするということを大きく踏みにじる発注方法だという指摘をして、私の質問を終わります。

○委員長（武道 修司君） 私のほうから。今、宗議員の話の中ですごく不思議なところが1点あったんですよね。北部のポンプの交換で、ポンプが約40万円ですかね。その前に交換が60万円でされているんですよね。ポンプの金額を差し引けば20万円の工賃になるんですけど、今日、一番最初にお聞きしたポンプの修理で、ポンプはエス・ティ・産業さんが入れて、豊州公益社さんが修理をしたという案件で、場所も違う、そのサイズも違う、内容も違うんでしょうけど、片一方は4万4,000円なんですよ。4倍以上なんですよね。そういうような状況を見ても、果たして、安い対応をちゃんとしてもらえるというふうな判断というのは、例えば、ほかのところの業者さんでも、実際できている業者さんもあるんで、宗委員から言われるように、そういうふうな疑いというか、今、癒着ではないというふうに言われていますけど、そういうふうに疑われることもあるんじゃないかなというような感じもします。実際、ほかの例を見ると、そういうようなこともあるんで。

それと、あと、自家発電のところ、何回もこだわって申し訳ないんですけど、自家発電で点検表を今、私もずっと見ましたけど、オイル交換をしてくださいということで、点検表の結果で出ているところは1（聴取不能）もありません。上下水道課でいくと、高塚浄水場もありますけど、そこは多分オイル交換もしたことがないんだろうと思うんです。だから、こういうところもそうですけど、何か1回やったら、毎年そこに依頼をしないといけないとか、何か、どういうんですかね、もうそこと約束をしているような感じの仕事になっているんじゃないかな、本当の必要性で業務をしているのかなというのを、感じられるというか、すごく、その理由がはっきりしていないんですよ。何かこう推奨されるとか、今までも、そこが安心できるから、そこを信頼しているから。でも、それだけで何でそうなるのかなと。我々はそこが知りたいところで、その原因がはっきり分からないと、同じことの繰り返しだろうと思うんですよ。それで今、何度も聞いているんですけど。何か、その事務処理も含めて、すごく我々は理解できないことをされているなというふうな感じがしています。回答といつても難しい話になってくると思うんで回答は要りませんけど、そこら辺を踏まえて、やっぱり業務はやっていただきたいなというふうに思います。

皆さんのはうから何かありますか。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっと気になった点があるんですが、先ほどの吉元議員の、令

和6年6月以降に3者かな、入札があったというふうに、うわさでは聞いとったんですが、それに特定業者のエス・ティ・産業さんが参加していない、その理由についてちょっとお伺いしたいんやけど、今まで、緊急性の場合は1者で競争相手がなく、エス・ティ・産業さんの予算の範囲で多分落札できていたんですが、今回、その3者の見積りに当たってですよ、本当は係長が答えないけんことじやないんですよ。ただ、今日から、何ですかね、公開されているので、傍聴席も、課長もおるんで。だから、本当は課長に聞きたいんですけど、一般質問のときにも業者はいませんというふうに答えた。いませんって。でも、今回、その入札に当たっての3者に何でエス・ティ・産業は参加していないのか。証人でエス・ティ・産業さんを呼んだときに仕事が少なくなりましたというふうにも、不足のことを言われたよね。社長である、エス・ティ・産業の社長は、ほぼ公共、築上町が入札の、何というんですかね、受注、築上町からほぼ受注している。その金額が約1億円んですよ、全体で。1億円まではいってないんですけど、経営事項審査とか、そういう審査の決算書をつけるので、それに公開している予算が九千五、六百万円ぐらいかな。町内業者、よく、40者か30者ぐらいかいますが、1億円している業者はいないよ。

今回、何でその3者、二十何年も入札、受注したことない会社が、恐らく多分、落札、自分はちょっと把握していないんですけど、聞いたんですよ。そのきっかけは何なんですかね。今まで、6月の一般質問のときには課長が堂々と、笑いながら、ポンプ業者いませんってはっきり答えたのに、何で今になってその業者が見つかったきっかけ。本当は係長に聞きたくないけど、あえて係長に、分からんなら分からんでいいです。また別な機会で私が聞くので。そこがちょっと気になるので答えてもらえんですか。分からんなら分からんでいいです。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） ちょっとどの件かが、令和7年……（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） すみません、今回、水道の案件とは思いますが、ちょっと私、把握していない（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） もう分からぬなら分からぬで構いません。よろしいですかね。全体、よろしいですか、皆さん。

○副委員長（宗 裕君） 最後に、せっかくなんで聞きたいことがあります。申し訳ない。

○委員長（武道 修司君） はい。時間の関係があるんで、宗委員、簡潔に。

○副委員長（宗 裕君） これ、そんな厳しい話じゃないです。前回、説明員でいらっしゃったときに、日本下水道事業団と協定を結んで、施設管理の応援をお願いしているという説明があったんですよ。その協定は今でも結ばれているんですか。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君）　はい、結んでおります。築城浄化センターと椎田浄化センター、公共下水道系のほうの管理を（聴取不能）、（聴取不能）ですね、そちらの分の援助の協定を結んでおります。

○委員長（武道 修司君）　宗委員。

○副委員長（宗 裕君）　そうすると、技術の分かる職員がいないから、対応できる、すぐに対応できる業者をまずは現場に連れていって、点検して、その判断でやっているって説明だったんですけど、日本下水道事業団にそういう技術的なことは相談すれば、こういう、率直に言つてめちゃくちゃな発注をしなくても済んだんではないかと思うんですけど、そういう相談をなさったことはないんですか。どういう事態が起きたら緊急だとか、あるいは緊急事態にならないよう日に、日頃こういうふうに維持管理をすればいいとかいうような。

○委員長（武道 修司君）　山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君）　基本的に、そちらの協定は、施設の維持ではなくて施設の管理、管理というのは、すみません、水質とか、こういう運転したら、運転の管理のほうの援助でございますので、施設の修繕とか、そういうのは別の部署になるんで、事業団には聞いたこととか、そういう全体的な話はするんですが、そういう、今、来てもらっている協定はあくまで水質とか、そちらのほうの援助でございます。運転関係ですね。

○副委員長（宗 裕君）　聞いてよかったです。よく分かりました。ありがとうございました。

○委員長（武道 修司君）　よろしいですか。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君）　自分はちょっと聞き方、悪かったかもしれないんですけど、そのポンプを納入できる業者がエス・ティ・産業さんってはっきり課長が答えたんやけど、今は上下水やったら多分答えると思うので、下水は。業者は見つかったんですか、見つかっていないですか。そのきっかけを、答えられるんやったら答えてもらえません。

○委員長（武道 修司君）　山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君）　今回の話があって、エス・ティ・産業さんでしか買えないのかというのを新明和さん、メーカーですね、そちらに直接、結局、役場が直接買えるのかという相談をさせてもらいました。そうしたところ、取引がある業者さんが仲介を通して、そのメーカーから買うことはできますということだったので、例えば、町内の電気屋さんとか、そういうので取引があるかないかは、ちょっとうちは把握していないんですが、入札とか、そういうのでお願いしたときに取引があれば、その入札に札を入れることができるという判断ができますので、どこの業者でもお願いができる。でも、本当に入ってくるかどうかはあれなんで、その入札とかして辞退をされる、入らなかつたら辞退されるので、よそを通して、また仲介さんを通してとか、ひとつ、違う業者さんを通してという話になるかもしれないんですけど、町としてどこでも依頼で

きる、今回の件でどこでも依頼できるのかといったら、どこでも依頼はできるけど、本当に購入ができるかというのはちょっと分からないんで、お願ひして、あくまでそこは対応できるかという判断、あくまで業者さんのはうでしていただくことになるかと思うんですけど、そういうところで、ただ、今回のこと、そういう（聴取不能）、できるんじゃないかというところは、ちょっと……（「まだ見つかっていないでしょう」と呼ぶ者あり）特定の業者では見つけでは……。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 商社というのがあるんですよね、商社。例えば、生コンにしたら中村生コンとか柏木興産とか、柏木興産は商社としての生コンとか製品とか、いろいろな資材関係、鉄筋とか、何でもそろうんですよ、総合商社。だから、業者は、例えば、ほかの証人が説明員か、百条委員会でしたときに、ある課長補佐が言ったのが、指名登録業者と指名登録業者じゃない区別をしていますというふうに分けたんですよ。けど、実際のところは、エス・ティ・産業さんは、令和5年から指名登録業者、けど、その補佐は多分知らなかつた。そういう答弁をしたから指名登録業者ですって言うたらもう黙ったけど、そういう、多分、登録業者とか関係なく、500万円以下の工事に関しては、築上町で営業している業者であれば、一応基本登録業者というふうに私は思っているんですけど、その中で、指名登録業者でも別に構いません。例えば、豊州公益社さんは、上下水道……、管理（聴取不能）とか特殊なところのポンプメーカー。だから、豊州さんとか、例えば、築城共栄社はちょっと分からんけど、豊州公益社が本当に入れようと思えば、組合があるんですよ、ポンプの。そこに頼めば、そこは絶対手配してくるんよ。汚泥ポンプからいろいろ。だから、その時点で課長が、一応、6月の時点で入れませんって答えたこと自体が正直おかしかつた。自分はこの一番初めにある、本当はこの質問、触れたくなかったけど、高塚の処理場の分の件ですよね。件に関して、豊州公益社さんがポンプの付け替えできるというふうに言ったんよね。言ったんですよ。山下係長おっちょっとかどうかは知らん、その場に。言ったからしようがなく、エス・ティさんに頼むやつを豊州公益社さんに頼んだだけなんよ。その中で、私が一般質問した後に、問合せか何かしているやろう。本当にこれはコンセントを差しただけの取り替えやつたですよね、という。もう、しているはずなんよ。だから私が一般質問で、コンセントを差しただけじゃないんですよ。お金払っているんですか、払ってないんですかという、再度、何というかな、自分も確実な質問しか正直していない。だから業者が、山下係長に言うことじゃないかも分からん。ただ、業者が今、見つかったかは、やっぱりエス・ティさんに見積りしても別に悪いわけじゃないんですよ。売上げ下がったとか、もうぐずぐず言いようことがあるから。それが1者で、例えば、今まで100万円で入れよつたものが、30万円で入れてもらえるなら入れてもらえばいい。だから、それを、係長に言うことじゃないんやけど、敢えて傍聴席にいるから言うだけであつて。本当は山下係長が、全部、正直その担当が証人としてまだ呼べ

ていないので、だから係長として承認に、今日、多分いると思うんですが、だから、その業者をきっかけって、一般質問したのはきっかけでしょうが、業者は商社として入れられるので、業者は入れられるか入れられないか。まだ未経験やから分かりませんとかいう答えをされたら、商社で入れられますよって、私、言わなきやいけないので。前から業者いたんですよ、入れられる業者が。そこだけ今後の検討のために、業者が見つかったか見つかっていないか、いうのだけ答えてくれんですか。それで終わりにします。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 下水の処理場って、あれやね、今までやっていただいた分に関しては、業者を見つけたかつて言われたら、すみません、今のところ、検討はしているんで、今後、言われいるとおり、1者、本当の緊急とかじやなくて、1者以上取る、2者以上取るというのを前提に動くので、エス・ティ・産業さんなり、ほかの業者さんなりから間違いなく、そういう事務処理を、今後、行っていくことにはなると思うんで、業者さんが見つかったか見つかっていないか、見つける、（聴取不能）見つけ（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） もう最後に、今までいろんな、山下さん、質問を皆さんからされて、一つは特定業者さんの件数であったり、金額であったり、今までの実績、早いから、実績があるからということで今までやってきたこと、係長として、今、じゃあ、エス・ティ・産業さんというのは係長の中でどんな存在なのか、絶対なければいけない存在だとは思うんですが、やはりこのやり方に関して、いろんな、間違いというか、やはりやり方に関しては、自分なりでいろいろ反省するなり、思いがあれば、その感想を聞かせてください。

○委員長（武道 修司君） 山下証人。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 今までの事務手続とか、そういうことを踏まえて、今後に活かす、やっぱり緊急時、今、こういうことに、今年度、今年度ですね、数件やっぱり緊急の対応が必要なこともあったと思うんですね。慎重になるというか、そのやり方というのはどうしてきちんと考えてすることがあるんですが、その中で、エス・ティ・産業さんだからとかいう話ではなくて、これからも緊急の対応をきちんとしていただける業者さん、町内業者さんなり、そういうのは選んでいくことが必要なんで、今後は、エス・ティ・産業さんに特に私のほうから、こういうふうに思っているというのはないんですけど、エス・ティ・産業さんも含めて、町内業者で均等にそういう業務ができればなと思っております。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 緊急時も、山下さん、ようく考えてください。下水道事業ももう何年もしているわけですよ。様々な対応というのを今までできているんであれば、そこに対し

ての金額であるとか、そういう体制というのはもうなければいけないはずだと思うんですね。本当に緊急というのもあるかもしれません、それにしても、やっぱり想定をしていかないかん立場だと思うんですね。今は、ましてや、いろんなものを見直して見直して、例えば、使用料とか手数料も見直してということで、今、役場がやっているわけですよ。しかし、あるところでは金額の確認もせず、高いか安いかの検証もせず、ずっとやってきてているということに関しては、非常に問題だと思います。ですからそこは、我々もこういうことがあったんで、私も知ったんですけども、それまで本当に手つかずであって、見たこともないという資料がどんどん出てくる中で、やはり、ああそうだったんだなという、そういう評価しかできないので、係長は今後こういう形で対応していくということで、やはりきっちとそこは筋を通してやっていただきたいと思います。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。皆さん、よろしいですかね。

以上で、証人喚問、終わりたいと思いますが、山下係長、長時間、本当にありがとうございました。かなり厳しい質問もあったかと思いますが、我々は前回もお話ししたように、町民の信頼を、やっぱりこう、しっかりとやらないといけない。役場ももちろんそうだし、役場の職員の皆さんも住民の皆さんから信頼をいただいてやらないといけない。その前提になるのが、この業務をしっかりやるということであろうと思うんです。その業務がやはり疑義があつたり、不審に思われたりすると、やっぱりその信頼というのが損なわれるということで、今回、我々はそこら辺の部分をしっかり調査をして、その上で住民の人たちに理解をしてもらひながら、よりよい築上町になるようにということで、今、調査をさせてもらっていますんで、その点を踏まえて、今後、またいろいろな面でお聞きすることがあるかと思いますが、そのときはまた御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

今日は大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

ここで一旦休憩といたします。再開は2時55分からといたします。

午後2時43分休憩

午後2時55分再開

○委員長（武道 修司君） （中断）古市氏の8月28日の証人喚問です。古市氏に対しての質問事項が、これ2枚ともみんな配っているよね。これ今の古市。（「配ってます」と呼ぶ者あり）2枚とも配っています。で、質問項目は古市さんに出すほうの質問項目です。で、質問項目、もう一枚あります。その中身は今度こちらが質問する中身、細かく当日質問する中身もちょっと書いています。という中身で、とりあえず4項目、今私のほうでしてますんで、できれば今日中に——今日中でよかつたかね。

○副委員長（宗 裕君） 追加があれば間に合いますね。

- 委員長（武道 修司君） 月曜日、朝一番でよかつたかな。
- 事務局長（桑野 智君） そうしたらもう、持つていかなければ。郵送、今日出してもらえん。
(聴取不能) けど、直接持つていいんなら持つてって、そこで受領書もらう。
- 委員長（武道 修司君） ああ、それでもいいよ。
- 副委員長（宗 裕君） 役場の職員じゃないからね。
- 委員長（武道 修司君） うん。
- 事務局長（桑野 智君） 私とかが持つていって、直接受領印もらって帰つてくるのでよければ。
- 委員長（武道 修司君） もうそうして、月曜日に。それ今日。
- 事務局長（桑野 智君） できればもう、今日、明日で持つていければいいかなと個人的には思っています。来週の木曜日（聴取不能）。
- 委員長（武道 修司君） 木曜日、28日か。ああ、そうね。すいません。今日ちょっとまとめようということで。
- 事務局長（桑野 智君） まとまつたら、すぐつくって、持つて（聴取不能）今日か明日。
- 副委員長（宗 裕君） 明日土曜日じゃない。それ土曜日でも持つていくってこと。
- 事務局長（桑野 智君） そうですね、できれば（聴取不能）したいな。僕的には。本人から、もう月曜日でいいよって言われ（聴取不能）。今日これができるなら、もう、すぐ持つて行きたい。郵送は特に時間がかかるし。
- 委員長（武道 修司君） 28日は古市君だけ、今のところ。
- 副委員長（宗 裕君） 次回は28日です。
- 委員長（武道 修司君） 次回28日。
- 事務局長（桑野 智君） 今ちょっと協議いただいて、プラスがもしあれば、家で見る時間とかも。
- 副委員長（宗 裕君） 局長確認やけど、これ1枚目は細かく書いてて、2枚目のこの簡潔なやつ、タイトルだけのを古市さんに持つていくんですね。
- 委員長（武道 修司君） そうです。だから下に書いてる分は当日私が言うところをつくつてるだけです。
- 事務局長（桑野 智君） 何かもし1枚目で追加が（聴取不能）分かれば。
- 委員長（武道 修司君） だから4つ今してるんで、追加があれば、今ちょっと何かあれば言つてもらえばいいし。これ以外は言っちゃいけないという話ではないんで。
- 副委員長（宗 裕君） でしょ。経験から言うと、ちょっと雑談してもみんな答えてくれたし。ただ、古市さんは、町長に弁護士を紹介してくれとまで言った人だから、ちょっと法律で武

装してきて、これは通告を頂いてないので証言を拒否しますとか言われるかもしれないけど。

○委員長（武道 修司君） 民事訴訟法は、証人に通達しないといけないということは、民事訴訟法の法律の中にも規則の中にもないんです。で、質問事項については、証人の申請人が裁判長に報告せんといけんというふうになっているんです。だけ、もうそこは法の解釈だろうと思うんです。裁判長が本人に、証人に通告しないといけないかどうかというのまでは、法律上には定めはないです。（発言する者あり）

○委員（4番 田原 宗憲君） しゃべったものに関して、気づいた点で質問するんやけ、多少は（聴取不能）それはしばりおったら百条委員会の意味がない。

○委員長（武道 修司君） だけ、普通民事訴訟法もそういうふうなことみたいです。民事執行法だけじゃなくて、刑法でも何でも、証人ということになると、そういうことみたいです。

ただ、何で申請人が裁判長に出さないといけないかというと、その証人を呼ぶ必要性があるのかないのかという判断がまず一つと、もし裁判員の人たちが、何を聞いてどういうふうなことでということの認識がないと、その場でいきなり聞いても分からぬということもあるんで、裁判長が裁判員の人たちに、どういう質問がありますよということをするということみたいです。民事訴訟法はですね。民事訴訟法と民事訴訟規則に関しては。

だから、そこはちょっと法の解釈になるんで、絶対に出さないといけないというわけじゃないんですけど、これを今、この議論しても意味がないんで、すいません。追加、もうなければ、そのままもう行って。

○副委員長（宗 裕君） 追加の締め切りはいつまでできますか。

○委員（4番 田原 宗憲君） 今日まででないと、立場上（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 今日までいいんです。だから今日の何時までとか言ってくれれば。

○委員（14番 池亀 豊君） 今日の4時まで。

○副委員長（宗 裕君） あと1時間か。あと1時間だ。よかったです、局長。

○委員長（武道 修司君） 一応なら5時まで。

○副委員長（宗 裕君） 今一生懸命考えてるんですよ。

○委員長（武道 修司君） すいません。なら、それがまず1点ですね。

今度、次の証人喚問ですが、9月3日午前中が、どっちやったかな。田村君、宇多村君やったかな。

○事務局長（桑野 智君） 宇多村君で、一応10時で今内諾いただいている。

○委員長（武道 修司君） 10時で宇多村君。

○副委員長（宗 裕君） 28日は古市さんだけね。

○委員長（武道 修司君） そうです。で、3日の日は午前中が宇多村君で、午後からが上下水道

課の田村君です。後でちょっと相談です。今日話していた柴田さんに関しては、いつ証人喚問するかは、一番最後に日程調整をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（宗 裕君） ここまで来たら、副町長はいつりますか。

○委員長（武道 修司君） ちょっとそこも相談していきたいと思いますので、もう最後にちょっと。

○副委員長（宗 裕君） 了解です。

○委員長（武道 修司君） 次にですね、町長申入れに対する回答についてということでつくっています。これも何というか、一応日付は26日、来週にしてます。質問項目を上に書いて、下に回答という形であります。これは後から言いますけど、中間報告でも載せようと思うので、質問項目と回答を列記して書いています。これが3枚ありますので、回答に関しては、皆さん、前回、町長のほうに私が口頭で回答した中身をそのまま文章にしてます。で、もう言わればなしということで終わるといけないので、文章で回答して、それを何らかの形で表に出るようにしたいなということで載せておきます。

次に、古市……

○副委員長（宗 裕君） 委員長、この回答書は町長宛て回答するだけじゃなくて、公表を前提にしているということですね。

○委員長（武道 修司君） そうです。

○副委員長（宗 裕君） ということは、町長からの質問状もセットでも公表しないと意味がないから。

○委員長（武道 修司君） それまた後から話します。

それと古市前産業課長宛ての回答です。これは申立てだけだったので回答する必要はなかったんですが、申立てをされて、このままこちらが言わればなしというのもどうなのかなというのもあったので、回答をつけています。先ほど言った民事訴訟規則第108条の尋問事項書については、裁判所の裁判長に提出と理解していますが、今回回答を準備されたいとのことであれば、基本的な質問事項を通知させていただきたいと思いますということで、一応文面を入れていますが、ちょっとこの第108条の尋問事項書の解釈のところを再度私のほうでももう一回調べていきたいなと思いますので、もしかしたら、この文書のこの部分が変わるかも分かりません。内容については、また見とってください。来週の月曜日、25日までに何らかの変更があれば連絡を下さい。26日付で出していきたいと思います。

それと同じく、次のエス・ティ・産業です。エス・ティ・産業に対しては2つの文面が来てます。申立書と質問状です。まず最初に——申立てというか、意見表明ですね。意見表明は公開でということで書いてましたので、その部分の文書をつけています。

次に、質問状に対しての回答ということで、1から4の4項目がありましたので、その4項目の回答書をこれに書いてますんで、これも皆さん、文書を読んで、問題があれば月曜日までにまた連絡を入れていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（宗 裕君） 連絡方法は何がいいの。

○委員長（武道 修司君） 直接私に言ってください。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。LINEでもいいの。

○委員長（武道 修司君） LINEでもいいです。直接言っていただいてもいいです。事務局経由でもいいし、どの方法でも構いません。

それと最後の分です。最後の分というか、私から報告の中間報告書ですね。中間報告書です。厚みの厚い分ですね。1枚めくつていただいて、一番表紙は1ページとしています。1枚めくつていただいて、目次が2ページということで、ページ数をずっと書いています。23ページの6番で、昨日ちょっと現地に行った委員の派遣ということで、現地調査のことも書いています。7番で、調査の内容及び委員会の判断ということで、随意契約の集計とか上下水道課、都市政策課、大体この委員会で協議した中身をずっと書いています。あらましというか、自分で思うところをばーっと書いていったんで、もうちょっと時間もなかったんで、十分に書けてないかと思いますんで、この調査内容で、これはこういうふうな言葉が入ったほうがいいだろうとか、こういうことを書いたほうがいいだろうというものがいれば、足していきたいと思いますので言ってください。

次の24ページが住民生活課、次が学校教育課、次が生涯学習課、25ページが企画財政課と——すみません、ちょっとこれ私の印刷ミスです。企画財政課で点を打って会計管理者というところを入れるようにしています。

次が株式会社エス・ティ・産業ということで、エス・ティ・産業のことを書いています。もう名前も出してほんたうがいいのではないかということで、繁永さんのはうから公開でということでしますんで、しています。地方自治法の関係の問題があるんではないかということで、一応項目を書いていますけど、細かい法律でどういうことでどういう法律違反になるのかというところまでは書いていません。大まかに地方公務員法に違反していると思われるということで言葉をしています。町長で、点がちょっと間違っていますが、副町長や担当職員はこの事実を知って契約をしているのは重大な責任があると思われるということで締めています。

次に、公益通報です。令和4年のK氏という、ここKを使っていますが、ここを米谷氏に変えるかどうかは、ちょっと今どうしたものかなということで、ちょっと悩んでいるので、皆さんに意見を取ればということで、一応K氏にしています。「古市氏に相談したが、事実確認もせず、K氏にも非があると対応しなかった。K氏は精神科に受診し、適応障害と診断され、令和5年

4月より休職をしている。令和6年1月25日、K氏は前産業課長、古市氏が対応してもらえない判断し、直接八野副町長に内部通報として癒着の話をしたようですが、相手にされず、K氏の業務内容を指摘し、内部通報は無視をしています」ということで……

○副委員長（宗 裕君） 委員長、そこで意見があるんですけど、精神科じゃなくて産業医を受診でいう。

○委員長（武道 修司君） 産業医だったかね。

○副委員長（宗 裕君） 精神科とは私は聞いてなくて、産業医だったというふうに記憶しています。

○委員長（武道 修司君） そうやったかね。ちょっと紙に書いておった……

○副委員長（宗 裕君） いや、今見てるんですけど。産業医に。

○委員長（武道 修司君） いや、こうやって紙に書いておいて。

○副委員長（宗 裕君） いや、本人に聞いたら一番確実よ。あと産業医だから、役場がして産業医だろうと私は思ったんですけどね、個人的に受けたんじゃなくて。

○（君） 病院に（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 適応障害って、どこで診断されたのかって。

○委員長（武道 修司君） それはまた、ちょっと、今日すぐ答えをということじゃないんで、文面を読んで、語句の間違いとか文章の間違いとか、いろいろあると思いますんで……

○副委員長（宗 裕君） 今月中ぐらいまでは加筆修正間に合うんですよね、こっちも。

○委員長（武道 修司君） 間に合います。まだ今日のこととか、8月28日の証人喚問まで、そこまでは入れていきたいと思いますんで、その部分までを入れて最終的に作成ということになりますんで、なるべくちょっと早めに、これつくるのもやっぱ時間がかかるんで、早めに入れてください。一応総括のところも、全体的に分割発注と思われる契約がありということでしています。

最後のところですね、またこのような不正の可能性の内部通報を無視したことは非常に問題と考える。このような問題を解決するため、執行部は内部調査（第三者機関や監査）をしっかりとるべきと考える。また刑事告発や損害賠償請求も同時に検討すべきと考えるということで一応書いています。もしこのような対応ができない場合は、組織ぐるみの犯罪として疑われる可能性があることを指摘するということで。

あとは、9番のところから出頭状況とか、そういうなのを書いています。

3番で虚偽の証言ということで、令和4年10月、クローラー車の修理ということで、シダックスの社員、吉元証人、産業課課長補佐、下田証人、前産業課長、古市証人、株式会社エス・ティ・産業職員、繁永証人の証言が食い違っているということでしています。

○副委員長（宗 裕君） そこなんだけど、当時はシダックスじゃなくて、共立メンテナンス、

当時は。今はシダックスってことじゃないかな。

○委員長（武道 修司君） じゃけ、どうしたらいいかね。元共立メンテナンス社員。現はシダックス社員なんよね、これ。

○副委員長（宗 裕君） ちょっとそこ表現工夫してください。これだと、当時もシダックスだったみたいな文章になっちゃう。業者が変わったからね。（発言する者あり）ちょっとくどくなるけど、それが一番（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 今度証人喚問で呼んだのは現で呼んどるんよね、シダックス社員、吉元一也さんで。ちょっとそれ……

○副委員長（宗 裕君） 昨年のことも聞いているから。昨年はもうシダックスで。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） でも、これ証言のところでどういう形で呼んだかというのでいくと、シダックス社員で呼んじょうけ、シダックス社員で書いとかな悪いかなと思って。

○委員（4番 田原 宗憲君） 業務は一緒やん。業務は一緒で、会社側のこっちの都合のあれで。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、妥協案としては、包括業務委託先社員のほうがどっちでも通用するし、今回はシダックスとか共立メンテナンスとかエス・ティ・産業……

○委員長（武道 修司君） 当時のこと書かんのよね。今も産業課長も産業課長って書かないけん、前産業課長って書くし。だけ、今の状況でいいんやないかなと思うんやけど、この書き方は。

○副委員長（宗 裕君） 私が思ったのは、シダックスが業務委託を受けてたときっていうふうに誤解されるのが嫌だなと思って。

○委員長（武道 修司君） まあ虚偽の証言のところやけですね。

○副委員長（宗 裕君） まあまあ、そこは別に誤解されても（聴取不能）ば済む話ですので。

○委員長（武道 修司君） それと次のところで、調査経費ということで、令和7年分は100万円以内ということで議決してあるところです。

次の必要経費については、現時点で17万9,300円の経費かかってますけど、これも上の費用弁償、旅費、通信費、その他いろいろと金額を8月末現在で入れて報告をしたいと思います。で、一番最初の表紙にあるように、報告日は9月2日、議会初日というふうにしてます。

その他の項です。職員の守秘義務違反があり、証人喚問の証人の情報を役場内で共有していたということをその他で書いています。前産業課長、古市証人と株式会社エス・ティ・産業社員、繁永証人が、証人喚問前日に町長室において、百条委員会の秘密会について協議をしていたということで記入をしたらどうかというふうに思っています。これ必要か必要かじゃないか、ちょっとまた皆さん検討してください。

新川町長、前産業課長、古市証人、株式会社エス・ティ・産業代表取締役、繁永証人、社員、

繁永証人、連名で、それぞれから申立てが提出されたので回答したということで、別紙で新川町長からの申入書をコピーをつけてしています。

次に、先ほど見ていただいた回答書をつけます。

次に、古市氏から来た申立書、申立てについてという文書をつけて、その後に、こちらのほうからの回答の文書をつけます。

次に、エス・ティ・産業から意見表明と質問状が来ていますんで、その2つの後ろに先ほどの回答をつけて、中間報告書にしたいなというふうに思っています。

以上です。これも同じように早めに修正なり、加筆のほうをよろしくお願ひをいたします。今日これ読むと時間がかかるんで、もう今日はそこまでする必要はないかなと思うんで、よろしくお願ひをいたします。

○副委員長（宗 裕君） 最終ページ、28ページのその他が結構えぐいですね。

○委員長（武道 修司君） いや、じゃけ、これもう……

○副委員長（宗 裕君） 直接関係ないのに。

○委員長（武道 修司君） そう。書く必要があるかな、どうかなと思ったけど。（発言する者あり）12番、一番最後、28ページやった。

○委員（4番 田原 宗憲君） 載せな。（笑声）

○副委員長（宗 裕君） いや、だから、載せるって出とるんよ、これ。

○委員（4番 田原 宗憲君） 載せな、だって百条委員会で述べられたんやけ、聞かれたんやけ。

○委員（5番 工藤 久司君） 我々が（聴取不能）。

○委員（4番 田原 宗憲君） 百条委員会で出た（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 情報共有したの、共有じゃない、漏えいしたのが。

○（君） 聞いてないんで（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） ざっくりちょっとつくったんで、本当に加筆をまだどんどんしていただいたほうがいいかなというふうに思います。できれば来週の半ば、26、27ぐらいまでには連絡いただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願ひをいたします。

それから修正をかけて、最終チェックをして、9月2日、議会初日に、冒頭にその全体の分の集約をして、整理をして、議場で中間報告をさせてもらおうかなというふうに思います。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、賛成なんですが、最終決定は議運に諮るんでしょうけれども、この内容を全部網羅的に言ってたら、1時間じゃ済まないぐらいになりかねないんじゃないですか。だから、そこはもう委員長の判断で……

○委員長（武道 修司君） もう抜粋します。

○副委員長（宗 裕君） 抜粋ということだと、報告と同時に、あとはこれを見てくださいみ

たいに公表するんですよね。

○委員長（武道 修司君） そうです。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

○委員長（武道 修司君） で、公表の方法は、当然これ、議員はもちろん全員に配るのは当たり前のことなんんですけど、執行部のほうにも渡すし、議会のホームページにも載せたいなというふうに思っています。PDFにできるように、今のところ、そういうふうな、全部まとめてできるように、一気にPDF化していって、一気に載せられるように、事務局の負担がないようにできればなというふうに思っています。

○副委員長（宗 裕君） ここまで文書でホームページに掲載するのであれば、時間を置かずして掲載できるやつは、議事録のPDFも。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） また、動画の編集が一番大変だと思いますから、そっちもということですよね。

○委員長（武道 修司君） そうです。

○副委員長（宗 裕君） そういうことをしないと、これだけだと、私たちが自分たちの都合のいいように解釈して書いてるんじゃないかと言われちゃいますから。元ネタを見せないと。

○委員長（武道 修司君） というところでいきたいと思います。

それともう一つの確認というか、その協議です。証人喚問です。9月3日までは決まっていません。それ以降の、今日お話しした柴田さんの証人喚問をいつするか。それと、町長、副長町の証人喚問をいつするかというところを決めていきたいなど。

ちょうど議会があるんで、議会の最中になりますんで。

○副委員長（宗 裕君） 町長も呼びます。

○委員（4番 田原 宗憲君） 町長を先に呼んだら、町長（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 3日の日が百条なんで、5日の日が議案質疑になりますから、8日の日か12日しかないです。あと一般質問が入りますから。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一般質問は9、10、11日ですか。

○委員長（武道 修司君） 9、10、11日です。

○委員（4番 田原 宗憲君） 8月28日がだれ。

○委員長（武道 修司君） 古市君。

○（君） 10時から。

○委員長（武道 修司君） 10時やったね、違うか、昼からやったかな。

○（君） 1時半（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） そうそう1時半から。で、3日が宇多村君と昼から田村君。で、10時からです。昼からは1時からです。

○副委員長（宗 裕君） 28日は1時半ね。

○委員長（武道 修司君） 1時半です。

○副委員長（宗 裕君） 9月3日は10時ですね。

○委員長（武道 修司君） はい。

で、次どうしますか。柴田さんは。

○（ ）君（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） その日に3人呼ぶということですよね。確かに、田村さんにはいろいろ聞いてみたいけど、宇多村さんと柴田さんはそんなに長くならんやろうし。

○（ ）君 9月3日が宇多村と10時（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 間に合うのであれば柴田さんは11時から（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 25日の日に段取りしてからできるかね。

○事務局長（桑野 智君） 質問事項を（聴取不能） てもらって、役場の（聴取不能）。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一緒でいいんじゃない。

○副委員長（宗 裕君） 内山さんと一緒にでもいいでしょう。内山さんが一緒にやってたって言うから、その確認でしょ。内山さんが一緒にやってたって言うから、柴田さんにもそういうことでいいんですよねという（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） でも、もう主に聞くのは伝票の起票やろ。（発言する者あり） 田村さんち男性、女性。

○事務局長（桑野 智君） 柴田さん。

○委員長（武道 修司君） うん。

○事務局長（桑野 智君） 女性です。

○委員長（武道 修司君） 何歳ぐらいの人。若い人。

○事務局長（桑野 智君） 若い（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 私は、内山さんが書類つくって柴田さんが（聴取不能） そういう言い方せんやったね。柴田さんがつくってますって。相談しながら（聴取不能）。

○（ ）君（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 3人で相談しとる可能性あるんやけど。

○委員（4番 田原 宗憲君） いやいや違う違う、そういう意味じゃなくて。

○委員長（武道 修司君） その柴田さんというのは、どこの人。

○副委員長（宗 裕君） だから事務職員で、清掃センターの（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） すみません、もうちょっと今まで会議中なんで、あまり聞くとおかしくなる。

○副委員長（宗 裕君） だけど、柴田さんには、エス・ティ・産業の繁永さんが書類見にこんやったかとか事務所の中入ってこんやったかとか、そういうふうに（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） もちろん。

○副委員長（宗 裕君） 今日、内山さん（聴取不能）。

○委員（13番 吉元 健人君） （聴取不能）やってないし、（聴取不能）。

○委員（4番 田原 宗憲君） 分からん柴田さんが（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） いや、分からんのよ。

○副委員長（宗 裕君） （聴取不能）相談指示を受けながら相談（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） じゃけ、それが分からんけ、今質問聞くしかない。

○（君） （聴取不能）ということね。

○（君） あなたがどこまで書いたのか、どこまで分かっているのかということを聞かないと。

○（君） そこを聞かなければ（聴取不能）本当に立会して2人で（聴取不能）のか、先に（聴取不能）ったのか。

○副委員長（宗 裕君） 柴田さんと内山さんの2人で（聴取不能）は。

○委員長（武道 修司君） もう（聴取不能）終わってしもうちょっと、もう業者も支払いをするのに2者見積もりで立会してどうこうちゅう。

○（君） （聴取不能）じゃろうね。

○（君） （聴取不能）どうするんやろ。（聴取不能）に2者見積もり（聴取不能）ないんで、（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） いや、だから、相談して書いてくれって言うしかないやん。

○委員長（武道 修司君） でもね、ほかのやつ、ほかのは1者見積もりをしよるのに、何でそれを2者見積もりにする必要性があるかが分からんのや。

○副委員長（宗 裕君） だからそれは、財政がうるさく言うから、工事終わっていますというのを言ってないから。

○委員長（武道 修司君） でも……。

○（君） もしかしたら先に……。

○副委員長（宗 裕君） 財政に説明しない、財政に先に工事をやっているということを説明しないためよ。

○委員（4番 田原 宗憲君） もしかしたら、それはしていないということ。

○委員（13番 吉元 健人君） 基本的に（聴取不能）。ただ、（聴取不能）以外にもないと（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 田原さんが言つてることよく分かるって。

○委員（4番 田原 宗憲君） それはだれが判断したん。緊急でしたとかいうのは。（聴取不能）判断して（聴取不能）。

○（君） そうそう。ほかのやつは（聴取不能）。

○委員（13番 吉元 健人君）（聴取不能）もっとえぐいやつがあるかもしれません。それは思つてます。

○副委員長（宗 裕君）おっしゃるとおり、先に工事が終わっているのは、今回上がってきたものだけじゃなくて、私が見る限り、起案書は先にできとるけど、契約前に工事してるのがある（聴取不能）。

○委員（4番 田原 宗憲君） してない（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） あるかもしれませんね。もう何もかも信用できないから。

○（君）（聴取不能）令和4年10月（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） ああ、クローラー。

○副委員長（宗 裕君） 令和4年10月です。

○委員（5番 工藤 久司君） それでもう、（聴取不能）持ってるわけがない。それ以降というか、そういうのが（聴取不能）どつかに（聴取不能）。

○委員（13番 吉元 健人君）（聴取不能）がスタートじゃないという（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 武道さん、繁永さんの手口はですね、自分がちょっと（聴取不能）……。

○委員長（武道 修司君） すみません、ちょっと今、議事録まだ入つてますので、ちょっと1回整理します。

なら、ちょっと日にちを決めましょう。その柴田さんをいつしますか。副町長と町長。

○（君） 柴田さんは（聴取不能）。

○事務局長（桑野 智君） 3日の11時とかで（聴取不能）いいんなら、それで確認して。

○委員長（武道 修司君） そうして。

○副委員長（宗 裕君） うん、それが一番いいですね。

○委員長（武道 修司君） 3日の日、できればもうしてください。宇多村君の後。

○事務局長（桑野 智君） 11時から柴田さん。

○副委員長（宗 裕君） 宇多村さんは、そんな長くならんやろ。

○委員長（武道 修司君） 副町長は。——1回ちょっと、事務打合せなんで1回終わりましょ

うか。そっちのほうがちょっと協議しやすいですね。

○副委員長（宗 裕君） 分かりました。

○委員長（武道 修司君） なら、一応その3日の日が、宇多村君、柴田さん、田村君の3人でいけるように、ちょっと段取りをお願いいたします。もし、それが日にちが合わないとかあれば、また変更しますんで、最悪4日の日になる可能性もあるということで。4日の日でもよろしいですか。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 柴田さん、3日の可能性もあるよね。

○委員長（武道 修司君） はい。基本3日でいきます。もしかしたら3日が都合悪くて4日の日って言わされたら4日の日にという可能性があるということで御理解ください。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、続けてやるということね。

○委員長（武道 修司君） はい、最悪ですね。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） ここでちょっと、事務打合わせの後、副町長、町長の関係もありますんで、一旦閉めて打合わせ会をしたいと思いますんで、ここで一旦、第13回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

委員長

副委員長